

野田市地域防災計画 新旧対照表

令和**3**年度
修正素案

野田市防災会議

現 行	
震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 野田市	ページ 震-3
第1 野田市	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災市営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関すること (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること (13) 被災施設の復旧に関すること (14) 自衛隊の協力要請に関すること (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (16) 市民に対する警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること (18) 被災者の生活再建支援に関すること (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること (20) 防災知識の普及及び教育に関すること (21) 防災訓練の実施に関すること (22) 災害に強いまちづくりの推進に関すること 	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
第1 野田市
<ul style="list-style-type: none"> (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災市営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関すること (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること (13) 被災施設の復旧に関すること (14) 自衛隊の協力要請に関すること (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (16) 市民に対する警報の伝達及び避難指示又は緊急安全確保措置に関すること (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること (18) 被災者の生活再建支援に関すること (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること (20) 防災知識の普及及び教育に関すること (21) 防災訓練の実施に関すること (22) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

現 行					
震災編 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第1 地域防災力の向上	ページ 震-21				
<p>3. 自主防災組織（共助）</p> <p>(1) 自主防災組織の結成促進 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の活動支援 (略) 〈自主防災組織の活動〉</p> <table border="1"> <tr> <td>平 常 時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>発 災 時</td> <td>ア 情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示） イ 出火防止、初期消火 ウ 救出・救護（救出活動・救護活動） エ 避難（避難誘導、指定避難所の運営） オ 給食・給水（指定避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）</td> </tr> </table>		平 常 時	(略)	発 災 時	ア 情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難 勧告 又は 指示 ） イ 出火防止、初期消火 ウ 救出・救護（救出活動・救護活動） エ 避難（避難誘導、指定避難所の運営） オ 給食・給水（指定避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）
平 常 時	(略)				
発 災 時	ア 情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難 勧告 又は 指示 ） イ 出火防止、初期消火 ウ 救出・救護（救出活動・救護活動） エ 避難（避難誘導、指定避難所の運営） オ 給食・給水（指定避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）				

修 正 案					
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）					
<p>3. 自主防災組織（共助）</p> <p>(1) 自主防災組織の結成促進 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の活動支援 (略) 〈自主防災組織の活動〉</p> <table border="1"> <tr> <td>平 常 時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>発 災 時</td> <td>ア 情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示又は緊急安全確保） イ 出火防止、初期消火 ウ 救出・救護（救出活動・救護活動） エ 避難（避難誘導、指定避難所の運営） オ 給食・給水（指定避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）</td> </tr> </table>		平 常 時	(略)	発 災 時	ア 情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難 指示 又は 緊急安全確保 ） イ 出火防止、初期消火 ウ 救出・救護（救出活動・救護活動） エ 避難（避難誘導、指定避難所の運営） オ 給食・給水（指定避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）
平 常 時	(略)				
発 災 時	ア 情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難 指示 又は 緊急安全確保 ） イ 出火防止、初期消火 ウ 救出・救護（救出活動・救護活動） エ 避難（避難誘導、指定避難所の運営） オ 給食・給水（指定避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）				

現 行	
震災編 第1章 計画の基本方針 第3節 地盤災害予防対策 第1 土砂災害の防止	ページ 震-27
<p>2. 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定 (略)</p> <p>(2) 警戒避難体制の整備 (略)</p> <p>(3) 要配慮者利用施設における避難支援体制 土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達を定めるとともに、当該区域内における要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。</p>	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
<p>2. 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定 (略)</p> <p>(2) 警戒避難体制の整備 (略)</p> <p>(3) 要配慮者利用施設における避難支援体制 土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難情報等の情報の伝達を定めるとともに、当該区域内における要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。</p>

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第3節 地盤災害予防対策 第2 液状化対策	ページ 震-28
<p>2. 被害の防止</p> <p>(1) 建築物</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 道路・橋梁</p> <p>道路管理者は、橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等橋梁の破壊を防ぐ。</p>	

修 正 案
修正理由 長寿命化計画の文言を追加
<p>2. 被害の防止</p> <p>(1) 建築物</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 道路・橋梁</p> <p>道路管理者は、橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、長寿命化計画に基づき橋梁の定期適的な点検、補修を実施するとともに、必要な補強を行う。</p>

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第4節 火災の防止 第1 出火防止	ページ 震-30
<p>第1 出火防止</p> <p>大地震時の出火は、同時多発であり消防機関の力だけでは、消火や救助が困難であるため、市民一人ひとりが「地震だ、まず火の始末」という行動が反射的にできるよう出火の防止、初期消火及び延焼拡大防止のための体制づくりを行うとともに、市民と消防が連携した火災予防対策を推進する。</p> <p>また、危険物の漏洩、混触発火や市街地火災時の誘爆等に備え、関係法令に基づき危険物災害防止対策を推進する。</p>	

修 正 案
修正理由 消防庁防災マニュアルと整合性を図る
<p>第1 出火防止</p> <p>大地震時の出火は、同時多発であり消防機関の力だけでは、消火や救助が困難であるため、市民一人ひとりが身の安全を守り、揺れが収まったら火の始末や電気のブレーカーが切れていることを確認して出火防止を図り、初期消火及び延焼拡大防止のための体制づくりを行うとともに、市民と消防が連携した火災予防対策を推進する。</p> <p>また、危険物の漏えい、混触発火や市街地火災時の誘爆等に備え、関係法令に基づき危険物災害防止対策を推進する。</p>

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第4節 火災の防止 第1 出火防止	ページ 震-30
<p>3. 危険物の安全化</p> <p>消防本部は、危険物施設に対し災害発生時の安全を図るため消防法、危険物の規制に関する政令、同規則及び野田市火災予防条例等に基づく指導の強化を図るため、次の対策を進める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 査察指導の強化</p> <p>野田市内の製造所等の防火対策について、各事業所の査察指導を強化し、震災時における出火危険を排除するとともに、安全基準の遵守と適正化を図る。</p>	

修 正 案
修正理由 文言の修正（製造所等→危険物施設等）
<p>3. 危険物の安全化</p> <p>消防本部は、危険物施設に対し災害発生時の安全を図るため消防法、危険物の規制に関する政令、同規則及び野田市火災予防条例等に基づく指導の強化を図るため、次の対策を進める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 査察指導の強化</p> <p>野田市内の危険物施設等の防火対策について、各事業所の査察指導を強化し、震災時における出火危険を排除するとともに、安全基準の遵守と適正化を図る。</p>

現 行		
震災編 第2章 災害予防計画 第5節 地震に強いまちづくり		ページ 震-33
体 系	担 当	関係機関
第1 市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部、保健福祉部	
第2 道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所
第3 公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第4 ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社

修 正 案		
修正理由 関係機関を追加（利根川上流河川事務所）		
体 系	担 当	関係機関
第1 市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部、保健福祉部	
第2 道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所、 利根川上流河川事務所
第3 公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第4 ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第5節 地震に強いまちづくり 第1 市街地の不燃化・耐震化	ページ 震-34
<p>4. 生活空間の危険性の除去</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 高齢者・障がい者への支援</p> <p>保健福祉部は、地震災害から高齢者及び障がい者の生命及び財産を守るため、支援を必要とする高齢者、障がい者世帯に家具転倒防止器具の取付けを行う。</p>	

修 正 案
修正理由 字句の修正 (障がい者) 支援を必要とする人について説明文を追加
<p>4. 生活空間の危険性の除去</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 高齢者・障がいのある人への支援</p> <p>保健福祉部は、地震災害から高齢者及び障がいのある人の生命及び財産を守るため、支援を必要とし、自ら家具転倒防止器具の取付け等が困難な高齢者、障がいのある人の世帯に家具転倒防止器具の取付けを行う。</p>

現 行

震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備	ページ 震-40
------------------------------------	-----------------

項 目	担 当	関係機関
第1 備蓄・物流対策	市民生活部	
第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	消防本部、保健福祉部、市民生活部	野田市医師会、野田健康福祉センター、救急病院等医療機関
第3 給水体制の整備	水道部、市民生活部	
第4 緊急輸送体制の整備	市民生活部	
第5 ボランティア受入れのための環境整備	保健福祉部	
第6 広域応援体制の整備	市民生活部	

修 正 案

修正理由 名称の修正（野田保健所（野田健康福祉センター）） 担当部署を追加（土木部）
--

項 目	担 当	関係機関
第1 備蓄・物流対策	市民生活部	
第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	消防本部、保健福祉部、市民生活部	野田市医師会、野田保健所（野田健康福祉センター）、救急病院等医療機関
第3 給水体制の整備	水道部、市民生活部	
第4 緊急輸送体制の整備	市民生活部、土木部	
第5 ボランティア受入れのための環境整備	保健福祉部	
第6 広域応援体制の整備	市民生活部	

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第1 備蓄・物流対策	ページ 震-40
<p>1. 家庭や事業所等における備蓄の促進</p> <p>市民生活部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、最低3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて知識の普及啓発を図る。</p>	

修 正 案
修正理由 感染症対策の備蓄品としてマスク等の衛生用品を追加
<p>1. 家庭や事業所等における備蓄の促進</p> <p>市民生活部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、最低3日分以上の食料や飲料水、生活必需品、マスク等の衛生用品を備蓄することについて知識の普及啓発を図る。</p>

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	ページ 震-42
(新設)	
<p>(4) 参集体制等の整備 (略)</p> <p>(5) 災害医療コーディネーター (略)</p> <p>(6) 調剤業務の事業継続の推進 (略)</p>	

修 正 案
修正理由 千葉県地域防災計画による修正（大規模停電）
<p>(4) 非常電源の整備促進 大規模停電時における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、市内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。</p> <p>(5) 参集体制等の整備 (略)</p> <p>(6) 災害医療コーディネーター (略)</p> <p>(7) 調剤業務の事業継続の推進 (略)</p>

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第4 緊急輸送体制の整備	ページ 震-43
<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急輸送道路の指定 (略) 2. 輸送拠点の整備 (略) 3. 車両等の確保体制の整備 市民生活部は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を野田警察署に行う。 また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。 	

修 正 案
修正理由 土木部の災害対応を追加
<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急輸送道路の指定 (略) 2. 輸送拠点の整備 (略) 3. 車両等の確保体制の整備 市民生活部は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を野田警察署に行う。 また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。 土木部は、災害の応急措置に関わる関係機関へ使用可能な車両の台数等を把握しておく。 4. 関係業者の協力体制 土木部は、緊急輸送道路等の応急復旧、がれき撤去及び放置車両の移動等を行うに当たり、関係業者の協力体制が確実に得られるように協定内容を双方で確認するとともに、必要な訓練を行う。

現 行		
震災編 第2章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援者の安全確保対策		ページ 震-45
項 目	担 当	関係機関
第1 避難行動要支援者対策の方針	企画財政部、保健福祉部、児童家庭部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第2 避難行動要支援者への対応	企画財政部、保健福祉部、児童家庭部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第3 社会福祉施設等における防災対策	保健福祉部、児童家庭部	

修 正 案		
修正理由 外国人への対応を追加		
項 目	担 当	関係機関
第1 避難行動要支援者対策の方針	企画財政部、保健福祉部、児童家庭部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第2 避難行動要支援者への対応	企画財政部、保健福祉部、児童家庭部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第3 社会福祉施設等における防災対策	保健福祉部、児童家庭部	
第4 外国人への対策	企画財政部	

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援者の安全確保対策 第2 避難行動要支援者への対策	ページ 震-48
<p>4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置</p> <p>市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測される場合は、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページ及びツイッター等様々な手段を確保し、避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報を提供する。</p> <p>また、発令された避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。</p>	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
<p>4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置</p> <p>市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測される場合は、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページ及びツイッター等様々な手段を確保し、高齢者等避難等の緊急情報を提供する。</p> <p>また、発令された高齢者等避難等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。</p>

現 行		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 第1 市の防災体制の確立		ページ 震-51
配備体制	配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備	(1) 市内で震度4の地震を観測し、市長が必要と認めたとき ・防災安全課職員(※)
	第2配備	(1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき(自動配備) (2) 東海地震注意情報 が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長(課長)が指定する必要な職員
災害対策本部設置後 非常配備体制	第1配備	(1) 市内で震度5強の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置) (2) 東海地震予知情報(警戒宣言) が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・全職員(自動配備)(配備後被害状況に応じて3分の1の職員で対応)
	第2配備	(1) 市内で震度6弱の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置) (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・全職員(自動配備)(配備後被害状況に応じて2分の1の職員で対応)
	第3配備	(1) 市内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置) (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・全職員(自動配備)

修 正 案		
修正理由 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定に伴う名称の変更		
配備体制	配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備	(1) 市内で震度4の地震を観測し、市長が必要と認めたとき ・防災安全課職員(※)
	第2配備	(1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき(自動配備) (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長(課長)が指定する必要な職員 ・ 避難所所長が指定する職員
災害対策本部設置後 非常配備体制	第1配備	(1) 市内で震度5強の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置) (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・全職員(自動配備)(配備後被害状況に応じて3分の1の職員で対応)
	第2配備	(1) 市内で震度6弱の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置) (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・全職員(自動配備)(配備後被害状況に応じて2分の1の職員で対応)
	第3配備	(1) 市内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置) (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・全職員(自動配備)

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 第1 市の防災体制の確立	ページ 震-52
4. 動員報告 参集した職員は所属単位 毎 、 総括班 に参集報告を行う。	

修 正 案
修正理由 対策班の修正
4. 動員報告 参集した職員は所属単位 ごとに 、 対策要員部班 に参集報告を行う。

現 行			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制		ページ 震-56	
〈災害対策本部 所掌事務〉			
■本部事務局			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)

修 正 案			
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止） 所掌事務の修正（広報班）			
〈災害対策本部 所掌事務〉			
■本部事務局			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)
広報班	企画財政部長	広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

現 行			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制			ページ 震-57
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 ・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

修 正 案			
修正理由 所掌事務の修正（広報班）			
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		(削除)	(削除)

現 行			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制			ページ 震-60
■各対策班			
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・ 応急保育に関する事
		子ども家庭総合支援室	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事
人権・男女共同参画推進課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・ 相談支援に関する事		

修 正 案			
修正理由 事務分掌の修正（応急保育に関することほか）			
■各対策班			
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・ 応急保育に関する事
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ◎ 応急保育に関する事
		子ども家庭総合支援室	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ◎ 福祉避難所利用者の相談支援に関する事
人権・男女共同参画推進課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・ 福祉避難所利用者の相談支援に関する事		

現 行			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制			ページ 震-61
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事 ◎避難者全体の把握に関する事
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)
学校班	学校教育部長	(略)	(略)
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関する事
		予防課長	・消火に関する事
		警防課長	・救急に関する事
		消防署長	・水防活動に関する事。 ・ り災証明(火災)に関する事。 ・自主防災組織等との協力連携に関する事
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)

修 正 案			
修正理由 事務分掌の修正(避難所班、消火・救助班)			
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事 ◎避難者全体の把握に関する事 ◎ 支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)
学校班	学校教育部長	(略)	(略)
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関する事
		予防課長	・消火に関する事。 ・ り災証明(火災)に関する事。
		警防課長	・救急に関する事
		消防署長	・ 消防隊の運用及び指令に関する事。 ・水防活動に関する事 ・自主防災組織等との協力連携に関する事
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)

■支部連絡所及び指定避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
関宿北部地区	議会事務局長	議会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		監査委員事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		農業委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		会計管理者	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿中部地区	企画財政部長	企画財政部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿中部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿南部地区	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
川間地区	自然経済推進部長	自然経済推進部次長	・支部連絡所及び指定避難所（川間地区）の開設及び運営支援に関すること。
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・支部連絡所及び指定避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・支部連絡所及び指定避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関すること。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び指定避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関すること。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び指定避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び指定避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。

※次長不在の場合は主管課長

修正理由
支部連絡所及び指定避難所対応の修正により削除

(削除)

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第1 情報連絡体制の確立	ページ 震-6 4
<p>3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請</p> <p>総括班は、災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。</p> <p>なお、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。</p>	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
<p>3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請</p> <p>総括班は、災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。</p> <p>なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 被害情報の収集・報告	ページ 震-65、66
<p>2. 災害直後の被害情報の収集 災害発生時に、直ちに収集すべき被害情報等は、おおむね以下のとおりである。これらは県への報告事項を含むものである。</p> <p>(1) 被害情報等内容 ア 人的被害 (略) イ 物的被害 (ア) 庁舎（本庁、出先機関）、清掃施設等の市有財産 (イ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設 (ウ) 河川、擁壁、液状化等 (エ) 住家、商店・工場、危険物取扱施設等 (オ) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等のライフライン施設 (カ) 電話、道路、鉄道、放送等の通信交通関係施設 (キ) 医療施設等 (ク) その他応急対策に必要な情報</p> <p>(2) 被害調査 災害発生当初、各班は把握した情報を本部に報告する。職員は、夜間・休日に地震が発生した場合は、参集途上の見聞情報を本部へ報告する。 また、指定緊急避難場所参集職員は、避難者から地域等の被害状況を収集し、支部連絡所を通じ本部へ報告する。 被害調査班は、報告を受けた情報を集約し整理する。</p>	

修 正 案
<p>修正理由 被害情報の物的被害に土砂災害危険箇所を追加 被害調査の報告先を修正（本部→情報班） 初動調査の実施と情報班の事務を追加</p>
<p>2. 災害直後の被害情報の収集 災害発生時に、直ちに収集すべき被害情報等は、おおむね以下のとおりである。これらは県への報告事項を含むものである。</p> <p>(1) 被害情報等内容 ア 人的被害 (略) イ 物的被害 (ア) 庁舎（本庁、出先機関）、清掃施設等の市有財産 (イ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設 (ウ) 河川、擁壁、液状化、土砂災害危険箇所等 (エ) 住家、商店・工場、危険物取扱施設等 (オ) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等のライフライン施設 (カ) 電話、道路、鉄道、放送等の通信交通関係施設 (キ) 医療施設等 (ク) その他応急対策に必要な情報</p> <p>(2) 被害調査 災害発生当初、各班は把握した情報を本部に報告する。職員は、夜間・休日に地震が発生した場合は、参集途上の見聞情報を情報班へ報告する。 また、指定緊急避難場所参集職員は、避難者から地域等の被害状況を収集し、情報班へ報告する。 また、被害調査班は、被害状況を把握するため初動調査を実施し、被害状況を情報班に報告する。 情報班は報告を受けた情報を集約し整理する。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 被害情報の収集・報告	ページ 震-68
(新設)	
6. 被災者台帳の作成	(略)
7. 安否情報の提供	(略)

修 正 案
修正理由 千葉県地域防災計画による修正（大規模停電）及び番号修正
6. 重要施設の非常電源の情報共有 大規模停電の発生時は、電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、県があらかじめ作成した重要施設の非常電源整備状況リスト※に基づき、各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を把握し、国、県、電気事業者等と共有する。 ※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関の重要施設についての非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト
7. 被災者台帳の作成
(略)
8. 安否情報の提供
(略)

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報 第1 災害時の広報	ページ 震-69
1. 市災害対策本部の広報 (略)	
(1) 広報内容 広報内容は、次のとおりである。	
災害発生直後の広報	ア 地震・気象情報の伝達 イ 被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み ウ 避難の準備情報・ 勸告 ・指示の周知 エ 市民等のとるべき措置と自主防災活動の要請
応急活動時の広報	ア 地震に関する情報（被害や余震の情報） イ 避難に関する情報 ウ ライフライン、交通機関の被害状況及び復旧の見込み エ 生活関連情報（給水、給食、その他の市の行う応急対策）
消火・救助の広報	ア 火災の発生防止及び初期消火に関すること イ 火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること ウ 避難 勸告 又は 避難指示（緊急） の伝達に関すること エ その他民心安定を図るため必要な情報に関すること
(2) 広報の手段 広報の手段は、次のとおりである。	
ア 防災行政無線（固定系） ウ 災害広報紙の発行 オ ホームページ	イ 広報車による巡回 エ メール、ツイッター 及びLINE カ 支部連絡所及び指定避難所への提示

修 正 案	
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止） 広報の手段を修正（LINE⇒SNS）	
1. 市災害対策本部の広報 (略)	
(1) 広報内容 広報内容は、次のとおりである。	
災害発生直後の広報	ア 地震・気象情報の伝達 イ 被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み ウ 避難の準備情報・指示の周知 エ 市民等のとるべき措置と自主防災活動の要請
応急活動時の広報	ア 地震に関する情報（被害や余震の情報） イ 避難に関する情報 ウ ライフライン、交通機関の被害状況及び復旧の見込み エ 生活関連情報（給水、給食、その他の市の行う応急対策）
消火・救助の広報	ア 火災の発生防止及び初期消火に関すること イ 火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること ウ 避難 指示 又は 緊急安全確保 の伝達に関すること エ その他民心安定を図るため必要な情報に関すること
(2) 広報の手段 広報の手段は、次のとおりである。	
ア 防災行政無線（固定系） ウ 災害広報紙の発行 オ ホームページ	イ 広報車による巡回 エ メール、ツイッター 等SNS カ 支部連絡所及び指定避難所への提示

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報 第2 広聴活動	ページ 震-70
<p>2. 臨時相談所の設置</p> <p>生活支援班は、市民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所、支所及び出張所に臨時災害相談所を設置する。相談窓口には、各部各班の担当者や専門職を配置し、被災者の生活相談等に対応する。</p> <p>(略)</p>	

修 正 案
修正理由 名称を修正（臨時相談所→総合相談窓口）
<p>2. 総合相談窓口の設置</p> <p>生活支援班は、市民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所、支所及び出張所に総合相談窓口を設置する。相談窓口には、各部各班の担当者や専門職を配置し、被災者の生活相談や証明書発行など、被災者の総合的な相談等に対応する。</p> <p>(略)</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報 第3 報道機関への対応	ページ 震-70
<p>1. 記者発表</p> <p>災害時に市が行う広報は、災害対策本部の主体的な判断による場合と支部連絡所、防災関係機関からの依頼による場合がある。いずれの場合であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。</p> <p>広報班の統括責任者は、災害対策本部長の指示により、記者会見を定期的にかけて、必要な情報を報道機関へ発表する。</p>	

修 正 案
修正理由 名称の修正（支部連絡所➡指定避難所）
<p>1. 記者発表</p> <p>災害時に市が行う広報は、災害対策本部の主体的な判断による場合と指定避難所、防災関係機関からの依頼による場合がある。いずれの場合であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。</p> <p>広報班の統括責任者は、災害対策本部長の指示により、記者会見を定期的にかけて、必要な情報を報道機関へ発表する。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第5節 消防・救助救急・危険物等対策 第1 消防活動	ページ 震-78
<p>3. 消火活動</p> <p>(1) 消防本部の活動 (略)</p> <p>(2) 消防団の活動 消防団は、次の活動を行う。</p> <p>ア 出火防止 (略)</p> <p>イ 消火活動 (略)</p> <p>ウ 救急救助 (略)</p> <p>エ 避難誘導 避難の勧告・指示がなされた場合は、これを市民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民等を安全に避難させるものとする。</p> <p>オ 情報の収集・伝達 (略)</p>	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
<p>3. 消火活動</p> <p>(1) 消防本部の活動 (略)</p> <p>(2) 消防団の活動 消防団は、次の活動を行う。</p> <p>ア 出火防止 (略)</p> <p>イ 消火活動 (略)</p> <p>ウ 救急救助 (略)</p> <p>エ 避難誘導 避難指示等がなされた場合は、これを市民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民等を安全に避難させるものとする。</p> <p>オ 情報の収集・伝達 (略)</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第1 応急医療救護	ページ 震-83
1. 初動医療体制の整備 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) 医療情報の収集 (略)	
(E M I S の運用方法)	
機 関	運用方法
災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡田病院、木野崎病院、江戸川病院、 門倉医院	入力・閲覧
医療救護所	入力・閲覧
消防本部	閲覧
救護本部	閲覧
県（本庁、 健康福祉センター ）	閲覧・入力支援

修 正 案	
修正理由 E M I S の機関を修正及び追加 救護本部におけるE M I S の運用方法を修正（入力を追加） 名称の修正（野田保健所（野田健康福祉センター））	
1. 初動医療体制の整備 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) 医療情報の収集 (略)	
(E M I S の運用方法)	
機 関	運用方法
災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡田病院、木野崎病院、江戸川病院、 アイレディースクリニック、梅郷整形外科クリニック、川間太田産婦人科医院、杉崎クリニック	入力・閲覧
医療救護所	入力・閲覧
消防本部	閲覧
救護本部	入力・ 閲覧
県（本庁、 野田保健所（野田健康福祉センター） ）	閲覧・入力支援

現 行								
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第1 応急医療救護	ページ 震-84							
<p>4. 後方医療体制</p> <p>救護本部は、市内の災害医療協力病院等の医療機関の状況を把握し、負傷者の受入について要請する。また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関等へ重傷者の受入れを要請する。</p> <p>〈後方医療機関〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療協力病院</td> <td>キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害拠点病院</td> <td>基幹災害医療センター 日本医科大学千葉北総病院 (専用ヘリポート)</td> </tr> <tr> <td>基幹災害医療センター 東京慈恵会医科大学付属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター (専用ヘリポート)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)	災害医療協力病院	キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院	災害拠点病院	基幹災害 医療センター 日本医科大学千葉北総病院 (専用ヘリポート)	基幹災害 医療センター 東京慈恵会医科大学 付 属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター (専用ヘリポート)
区 分	名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)							
災害医療協力病院	キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院							
災害拠点病院	基幹災害 医療センター 日本医科大学千葉北総病院 (専用ヘリポート)							
	基幹災害 医療センター 東京慈恵会医科大学 付 属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター (専用ヘリポート)							

修 正 案								
修正理由 名称の修正 (医療センター→拠点病院) 追加 (千葉西総合病院 (専用ヘリポート))								
<p>4. 後方医療体制</p> <p>救護本部は、市内の災害医療協力病院等の医療機関の状況を把握し、負傷者の受入れについて要請する。また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関等へ重傷者の受入れを要請する。</p> <p>〈後方医療機関〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療協力病院</td> <td>キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害拠点病院</td> <td>基幹災害拠点病院 日本医科大学千葉北総病院 (専用ヘリポート)</td> </tr> <tr> <td>地域災害拠点病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター (専用ヘリポート) 千葉西総合病院 (専用ヘリポート)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)	災害医療協力病院	キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院	災害拠点病院	基幹災害 拠点病院 日本医科大学千葉北総病院 (専用ヘリポート)	地域災害拠点病院 東京慈恵会医科大学 附 属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター (専用ヘリポート) 千葉西総合病院 (専用ヘリポート)
区 分	名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)							
災害医療協力病院	キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院							
災害拠点病院	基幹災害 拠点病院 日本医科大学千葉北総病院 (専用ヘリポート)							
	地域災害拠点病院 東京慈恵会医科大学 附 属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター (専用ヘリポート) 千葉西総合病院 (専用ヘリポート)							

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第3 防疫活動	ページ 震-85 震-86
<p>2. 防疫活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 感染症患者への措置 野田健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。</p> <p>(4) 報告 保健救護班及び環境衛生班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、野田健康福祉センターに報告する。</p>	

修 正 案
<p>修正理由 名称の修正（野田保健所（野田健康福祉センター）） 感染症対策を追加</p>
<p>2. 防疫活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 感染症患者への措置及び対応 野田保健所（野田健康福祉センター）は、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。 その他、感染症の軽症者（自宅療養者、発熱や咳等の症状がある者、感染症の疑いのある者）等の避難所運営については、野田保健所（野田健康福祉センター）と市で協議を行う。</p> <p>(4) 報告 保健救護班及び環境衛生班は、感染症の発生時、感染症発生動向に地域量産型が見られるときや、防疫活動の状況等を必要に応じて野田保健所（野田健康福祉センター）に報告する。</p>

現 行		ページ												
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難活動		震-87												
<p>1. 避難勧告・指示等の発令</p> <p>(1) 避難勧告・指示等の発令</p> <p>本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>また、避難勧告・指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。</p> <p>〈避難の種類及び発令基準の目安〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>基準の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>危険区域の市民等が避難すること</td> <td>① 火災が拡大するおそれがあるとき ② 同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合、又はガスの流出拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る</td> <td>③ 建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれが大きい地区があるとき ④ その他、市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき</td> </tr> </tbody> </table>			種 類	内 容	基準の目安	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始		避難勧告	危険区域の市民等が避難すること	① 火災が拡大するおそれがあるとき ② 同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合、又はガスの流出拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき	避難指示 (緊急)	危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る	③ 建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれが大きい地区があるとき ④ その他、市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき
種 類	内 容	基準の目安												
避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始													
避難勧告	危険区域の市民等が避難すること	① 火災が拡大するおそれがあるとき ② 同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合、又はガスの流出拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき												
避難指示 (緊急)	危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る	③ 建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれが大きい地区があるとき ④ その他、市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき												

修 正 案		修正理由												
		災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）												
<p>1. 避難指示等の発令</p> <p>(1) 避難指示等の発令</p> <p>本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。</p> <p>また、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。</p> <p>〈避難の種類及び発令基準の目安〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>基準の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>危険区域において被害が予想される住民は避難準備を開始し、高齢者や障害者等の要配慮者は避難行動を開始することを求める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る。</td> <td>①地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ②がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近の住民に生命の危険が認められるとき</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保措置</td> <td>災害が切迫し、立ち退き避難ではかえって危険となるおそれがあり、緊急を要する場合に、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋外に面する開口部から離れた屋内での待避などの措置をとることを求める。</td> <td>③ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき ④大規模な地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき ⑤その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき</td> </tr> </tbody> </table>			種 類	内 容	基準の目安	高齢者等避難	危険区域において被害が予想される住民は避難準備を開始し、高齢者や障害者等の要配慮者は避難行動を開始することを求める。		避難指示	危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る。	①地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ②がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近の住民に生命の危険が認められるとき	緊急安全確保措置	災害が切迫し、立ち退き避難ではかえって危険となるおそれがあり、緊急を要する場合に、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋外に面する開口部から離れた屋内での待避などの措置をとること を 求める。	③ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき ④大規模な地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき ⑤その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき
種 類	内 容	基準の目安												
高齢者等避難	危険区域において被害が予想される住民は避難準備を開始し、高齢者や障害者等の要配慮者は避難行動を開始することを求める。													
避難指示	危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る。	①地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ②がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近の住民に生命の危険が認められるとき												
緊急安全確保措置	災害が切迫し、立ち退き避難ではかえって危険となるおそれがあり、緊急を要する場合に、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋外に面する開口部から離れた屋内での待避などの措置をとること を 求める。	③ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき ④大規模な地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき ⑤その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき												

現 行		ページ
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難活動		震-88
〈避難 勧告 ・指示の発令権者及び要件〉		
発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	(1) 勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (2) 指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき (2) 市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	(2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

修 正 案		
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止） 根拠法令の項を修正		
〈避難指示 等 の発令権者及び要件〉		
発令権者	避難指示等を行う要件	根拠法令
市長	災害全般(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害全般(指示、緊急安全確保) 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
警察官	災害全般(指示、緊急安全確保) 市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項
	災害全般(指示、緊急安全確保) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般(指示) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条第1項
知事又は知事の命を受けた県職員	洪水(指示) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条第1項
	地すべり(指示) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条第1項
水防管理者	洪水(指示) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条第1項

現 行						
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難活動	ページ 震-88 震-89					
<p>(2) 避難勧告・指示等の解除 本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の勧告・指示を解除する。</p> <p>(3) 避難勧告・指示等の内容 避難勧告・指示等は、次の事項を明らかにして行う。 〈避難勧告・指示等の内容〉</p> <table border="1"> <tr><td>ア 避難対象地域（町名、施設名）</td></tr> <tr><td>イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）</td></tr> <tr><td>ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）</td></tr> <tr><td>エ 避難経路</td></tr> <tr><td>オ その他必要な事項</td></tr> </table> <p>2. 避難情報等の伝達 (1) 市民等への伝達 総括班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、消防車、メール等により市民等に伝達する。</p> <p>(2) 関係機関への通報 総括班は、避難の勧告・指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田健康福祉センターに連絡する。</p> <p>3. 避難誘導等 (1) 市民の避難誘導 市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。 ただし、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。</p>		ア 避難対象地域（町名、施設名）	イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）	ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）	エ 避難経路	オ その他必要な事項
ア 避難対象地域（町名、施設名）						
イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）						
ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）						
エ 避難経路						
オ その他必要な事項						

修 正 案					
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止） 名称の修正（野田保健所（野田健康福祉センター））					
<p>(2) 避難指示等の解除 本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の指示等を解除する。</p> <p>(3) 避難指示等の内容 避難指示等は、次の事項を明らかにして行う。 〈避難指示等の内容〉</p> <table border="1"> <tr><td>ア 避難対象地域（町名、施設名）</td></tr> <tr><td>イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）</td></tr> <tr><td>ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）</td></tr> <tr><td>エ 避難経路</td></tr> <tr><td>オ その他必要な事項</td></tr> </table> <p>2. 避難情報等の伝達 (1) 市民等への伝達 総括班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、消防車、メール等により市民等に伝達する。</p> <p>(2) 関係機関への通報 総括班は、避難の指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田保健所（野田健康福祉センター）に連絡する。</p> <p>3. 避難誘導等 (3) 市民の避難誘導 市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。 ただし、避難指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。</p>	ア 避難対象地域（町名、施設名）	イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）	ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）	エ 避難経路	オ その他必要な事項
ア 避難対象地域（町名、施設名）					
イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）					
ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）					
エ 避難経路					
オ その他必要な事項					

現 行		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難活動	ページ 震-89 震-90	
4. 警戒区域の設定 (略)		
設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	(略)	災害対策基本法 第63条
知事	(略)	災害対策基本法 第73条
消防長、 消防署長	(略)	消防法 第23条の2
警察署長	(略)	消防法 第23条の2
消防吏員又は 消防団員	(略)	消防法 第28条
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	(略)	水防法 第21条
警察官	(略)	
	(略)	消防法 第28条
	(略)	水防法 第21条
災害派遣を命じ られた部隊等の 自衛官	(略)	災害対策基本法 第63条

修 正 案		
修正理由 根拠法令の項を修正		
4. 警戒区域の設定 (略)		
設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	(略)	災害対策基本法 第63条 第1項
知事	(略)	災害対策基本法 第73条 第1項
消防長、 消防署長	(略)	消防法 第23条の2 第1項
警察署長	(略)	消防法 第23条の2 第2項
消防吏員又は 消防団員	(略)	消防法 第28条 第1項
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	(略)	水防法 第21条 第1項
警察官	(略)	
	(略)	消防法 第28条 第2項
	(略)	水防法 第21条 第2項
災害派遣を命じ られた部隊等の 自衛官	(略)	災害対策基本法 第63条 第3項

現 行		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第2 支部連絡所の開設及び役割	ページ 震-90	
2. 開場及び担当 支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	施設が開いている時間（勤務時間内）に震度5強以上の地震が発生した場合	施設が閉まっている時間（勤務時間外）に震度5強以上の地震が発生した場合
支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者又は職員が開場	指定された市の 参集 職員が開場
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	発災3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当

修 正 案		
修正理由 支部連絡所の開場に施設の管理者を追加 支部連絡所の担当者を指定職員に修正		
2. 開場及び担当 支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	施設が開いている時間（勤務時間内）に震度5強以上の地震が発生した場合	施設が閉まっている時間（勤務時間外）に震度5強以上の地震が発生した場合
支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者又は職員が開場	施設の管理者又は 指定された市の職員が開場
支部連絡所の担当	指定された市の職員が担当	指定された市の職員が担当

現 行		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第3 指定避難所の開設及び運営	ページ 震-9 1	
2. 開場及び担当 指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	(略)	(略)
指定避難所の開場	出動している施設の管理者 又は職員が開場	指定された市の参集職員が開場 ※職員の被災や災害状況に伴い 参集が遅延する場合、小中学校 の体育館においては、自主防災 組織や自治会が開場
指定避難所の担当	各部署で指定された地域を担当	発災3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部署で指定された地域を担当

修 正 案		
修正理由 指定避難所の開場に施設の管理者を追加 指定避難所の担当者を指定職員に修正		
2. 開場及び担当 指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	(略)	(略)
指定避難所の開場	出動している施設の管理者 又は職員が開場	施設の管理者又は 指定された市の職員が開場 ※職員の被災や災害状況に伴い 参集が遅延する場合、小中学校 の体育館においては、自主防災 組織や自治会が開場
指定避難所の担当	指定された市の職員が担当	指定された市の職員が担当

現 行		ページ
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策		震-92
(新設)		

修 正 案
修正理由
防災基本計画修正による反映（避難所等における感染症対策の推進）
<p>第5 感染症対策</p> <p>市は、新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。</p> <p>1. 避難行動の普及</p> <p>市民生活部は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。</p> <p>(ア) ハザードマップによる避難の要否の確認</p> <p>(イ) 避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備</p> <p>(ウ) 避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保</p> <p>2. 指定感染症や麻しん等、野田保健所（野田健康福祉センター）が所在を把握している者の避難</p> <p>保健福祉部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、野田保健所（野田健康福祉センター）が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について野田保健所（野田健康福祉センター）から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。</p> <p>避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。</p> <p>3. ホテル・旅館等の活用</p> <p>市民生活部は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。なお、感染者または濃厚接触者の受け入れの可否についても検討する。</p> <p>また、保健福祉部はこれらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。</p> <p>4. 避難所の感染防止</p> <p>ア 備蓄、訓練</p> <p>市民生活部は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。</p> <p>イ 潜在スペースのゾーニング等</p> <p>避難所担当職員は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、発熱・咳等の症状がある方、インフルエンザ等の感染症に罹患中の方、その家族等濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図るように対応する。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策	ページ 震-92
(新設)	

修 正 案
修正理由 防災基本計画修正による反映（避難所等における感染症対策の推進）
<p>洗面所、トイレなど居室以外の場所についても使用場所を固定する等、できる限り生活場所を分離する。</p> <p>ウ 健康管理 避難所担当職員は、受付の際や滞在期間中に、避難所運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように対応する。 また、避難者に発熱、下痢など何かしらの感染症状が疑われた場合は別室に移す。 なお、指定感染症等で特に隔離が必要な感染症が疑われた場合は直ちに救護本部へ連絡し、指示を仰ぐ。</p> <p>エ 衛生確保 避難所担当職員は、避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で対応する。 なお、避難所運営委員会は実施方法をルール化し、避難者と共に行うようにする。 また、避難者にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。</p> <p>オ 避難所アセスメントの実施 感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐などの症状の発生数を把握する。 急激に有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護本部へ報告する。 救護本部は野田保健所（野田健康福祉センター）、医師会等と連携し現状を確認するとともに、感染症患者（疑い者を含む）の隔離や治療などの対策を実施する。</p> <p>カ 車中泊等の対策 浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。 ※上記において避難所担当職員は、逐次代替職員と交代するが、その際、代替職員は避難所担当職員が行っていた業務を引き続き行うものとする。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第2 食料の供給	ページ 震-94
<p>2. 食料供給体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重要の把握</p> <p>物資班は、食料供給の必要数の把握を、次により実施する。</p> <p>ア 支部連絡所及び指定避難所については、支部連絡所の職員及び避難所班が把握する。</p> <p>イ 住宅残留者については、支部連絡所の職員が自主防災組織の協力を得て把握する。</p> <p>ウ 支部連絡所、指定緊急避難場所以外の災害応急対策活動従事者については、関係各部の協力を得て、市民情報班が実施する。</p> <p>(3)食料の確保</p> <p>物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、自衛隊の炊き出しや県に対して供給を要請する。</p> <p>応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。</p>	

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>誤字の修正（重要→需要） 住宅残留者の把握を各指定避難所に指定</p>
<p>2. 食料供給体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 需要の把握</p> <p>物資班は、食料供給の必要数の把握を、次により実施する。</p> <p>ア 支部連絡所及び指定避難所については、支部連絡所の職員及び避難所班が把握する。</p> <p>イ 住宅残留者については、自主防災組織の協力を得て各指定避難所で把握する。</p> <p>ウ 支部連絡所、指定緊急避難場所以外の災害応急対策活動従事者については、関係各部の協力を得て、市民情報班が実施する。</p> <p>(3)食料の確保</p> <p>物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、調整班が県に対して供給を要請する。</p> <p>応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第2 食料の供給	ページ 震-95
<p>4. 炊き出し</p> <p>炊き出しは、市からの食料供給を補完するものとして、自主防災組織等が任意で行うものとする。炊き出しを行う要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。</p>	

修 正 案
修正理由 自衛隊による炊き出しの要請を追加
<p>4. 炊き出し</p> <p>炊き出しは、市からの食料供給を補完するものとして、自主防災組織等が任意で行うものとし、炊き出しを行う要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。</p> <p>自衛隊に炊き出しを要請する場合は、食材の提供は市が行うものとする。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第4 物資の受入れ・管理	ページ 震-95
<p>1. 物資の要請</p> <p>(1) 物資の要請</p> <p>物資班は、備蓄や調達によっても食料及び生活必需品が不足する場合には、協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。</p> <p>ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。</p> <p>また、日本赤十字社に義援品の要請を行う。</p> <p>(2) 義援物資の受入れ方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 救援物資の受入れ</p> <p>物資班は、文化センターに物資集積所を開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、支部連絡所を物資輸送中継地点として輸送業者により指定避難所等へ供給する。</p> <p>大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	

修 正 案
修正理由 調整班の業務を追加 救援物資の受入先を修正（支部連絡所⇒次の施設ほか）
<p>1. 物資の要請</p> <p>(1) 物資の要請</p> <p>物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、調整班が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。</p> <p>ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。</p> <p>また、調整班は日本赤十字社に義援品の要請を行う。</p> <p>(2) 義援物資の受入れ方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 救援物資の受入れ</p> <p>物資班は、文化センターに物資集積所を開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、次の施設を物資輸送中継地点として輸送業者により指定避難所等へ供給する。</p> <p>大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理 第1 行方不明者の捜索	ページ 震-96
<p>1. 行方不明者情報の収集 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推測される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。 市民情報班は、捜索願等により行方不明者の情報を収集し、野田警察署と情報を共有する。</p> <p>2. 捜索活動 行方不明者の捜索は、野田警察署、自治会・自主防災組織等の協力を得て実施する。</p>	

修 正 案
修正理由 行方不明者の捜索に伴う関係機関の整理
<p>1. 行方不明者情報の収集 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推測される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。 市民情報班は、野田警察署、自治会・自主防災組織等の協力を得て情報を収集し、野田警察署と情報を共有する。</p> <p>2. 捜索活動 行方不明者の捜索は、消防本部、消防団、野田警察署に捜索活動を要請する。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理 第2 遺体の処理	ページ 震-96
<p>1. 遺体の安置</p> <p>生活支援班は、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を開設し、遺体発見現場から遺体を搬送する。</p> <p>また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保する。</p>	

修 正 案
修正理由 遺体の安置に係る内容を修正
<p>1. 遺体の安置</p> <p>生活支援班は、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を開設し、搬送される遺体の収容を行う。</p> <p>また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保できるよう、平時から関係機関等と調整を実施する。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第10節 交通・緊急輸送 第2 緊急輸送	ページ 震-99
<p>2. 放置車両対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 国・県への通知 国・県管理の路線について、啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。</p>	

修 正 案
修正理由 道路啓開作業による交通障害の状況と道路啓開の必要性を追加
<p>2. 放置車両対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 国・県への通知 国・県管理の路線について、道路啓開作業の必要性を把握した場合は、各道路管理者へ交通障害の状況と道路啓開の必要性を連絡する。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策 第1 災害発生時の対応	ページ 震-107
<p>1. 児童・生徒の安全確保</p> <p>学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月 千葉県）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。</p> <p>ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。</p> <p>また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。</p>	

修 正 案
修正理由 学童保育職員の災害発生時の対応を追加
<p>1. 児童・生徒の安全確保</p> <p>学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月 千葉県）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。</p> <p>ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。</p> <p>また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。</p> <p>学童保育所職員は、学童保育所開所中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに児童の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所属長に報告する。</p> <p>ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。</p> <p>また、保護者の引き取りがあるまで、児童を一時的に保護する。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策 第3 応急保育	ページ 震-109
<p>2. 学童保育所の応急保育の実施</p> <p>要配慮者班は、学校の応急教育計画と連携し、臨機な応急学童保育計画を策定し、応急的臨時的保育を実施する。</p>	

修 正 案
修正理由 学童保育所における健康管理等を追加
<p>2. 学童保育所の応急保育</p> <p>(1)学童保育所の応急保育の実施 要配慮者班は、学校の応急教育計画と連携し、臨機な応急学童保育計画を策定し、応急的臨時的保育を実施する。</p> <p>(2)健康管理等 学童保育所に従事する職員は、保育所内における児童の健康管理、清掃、飲料水等の衛生に留意する。</p> <p>(3)保育料の減免 要配慮者班は、被災状況に応じて、被災した保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第14節 避難行動要支援者対策 第2 避難行動要支援者への対応	ページ 震-110 震-111
<p>2. 福祉避難所の開設 要配慮者班は、避難生活が長期化する場合、福祉避難所を開設し、指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。</p> <p>3. 社会福祉施設等への入所 (略)</p> <p>4. 被災した避難行動要支援者の生活確保</p> <p>要配慮者班は、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。</p> <p>また、応急仮設住宅入所後の生活支援として、福祉サービスの提供を行う。</p>	

修 正 案
修正理由 福祉避難所の開設条件を修正（避難生活が長期化を削除） 被災した避難行動要支援者の生活確保として需要の把握を追加
<p>2. 福祉避難所の開設 要配慮者班は、福祉避難所を開設し、指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。</p> <p>3. 社会福祉施設等への入所 (略)</p> <p>4. 被災した避難行動要支援者の生活確保</p> <p>(1) 需要の把握 要配慮者班は、住宅班が行う仮設住宅の需要把握に対し、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）を必要とする者の把握を行い、住宅班にこれを提供する。</p> <p>(2) 生活支援 要配慮者班は、応急仮設住宅入所後の生活支援として、福祉サービスの提供を行う。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第17節 清掃・廃棄物・環境対策 第4 動物対策	ページ 震-117
<p>第4 動物対策</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 動物への対応 (略)</p> <p>3. ペット同行避難への対応 環境衛生班は、ペット同行避難に備えて、指定避難所のグラウンドにペットのスペースを確保する。 また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。環境衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。</p>	

修 正 案
修正理由 字句の追加（等ほか）
<p>第4 動物対策</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 動物への対応 (略)</p> <p>3. ペット同行避難への対応 環境衛生班は、ペット同行避難に備えて、指定避難所のグラウンド等にペットのスペースを確保する。 また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底するとともに、住民への事前周知に努める。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。環境衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第18節 建物対策 第3 住家の被災調査・罹災証明の発行	ページ 震-119
<p>1. 住家の被災調査</p> <p>(1) 調査方法</p> <p>被害調査班及び住宅班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及び罹災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損に区分し、調査を行う。</p> <p>火災により焼失した家屋等は、消火・救助班が消防法に基づき火災調査を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 罹災証明の発行</p> <p>被害調査班は、臨時災害相談所等において、災害により被災した住家等について、その被害程度を証明する罹災証明書の交付申請を受けた場合には、住家等の被害調査の結果に基づき遅滞なく発行する。</p> <p>なお、火災証明は消火・救助班の火災原因調査に基づき消防署で発行する。</p>	

修 正 案
修正理由 被災者支援再建支援法の改正による修正 名称の修正（消防署➡消防本部予防課）
<p>1. 住家の被災調査</p> <p>(1) 調査方法</p> <p>被害調査班及び住宅班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及び罹災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）に区分し、調査を行う。</p> <p>火災により焼失した家屋等は、消火・救助班が消防法に基づき火災調査を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 罹災証明の発行</p> <p>被害調査班は、臨時災害相談所等において、災害により被災した住家等について、その被害程度を証明する罹災証明書の交付申請を受けた場合には、住家等の被害調査の結果に基づき遅滞なく発行する。</p> <p>なお、火災証明は消火・救助班の火災原因調査に基づき消防本部予防課で発行する。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第18節 建物対策 第4 住宅の応急修理	ページ 震-119
<p>1. 住宅の応急修理</p> <p>(1) 応急修理の対象者</p> <p>応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない市民等又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民等とする。</p>	

修 正 案
修正理由 被災者支援再建支援法の改正による修正
<p>1. 住宅の応急修理</p> <p>(1) 応急修理の対象者</p> <p>応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼・半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない市民等又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民等とする。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第19節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用基準	ページ 震-123
〈被害の認定基準〉	
被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊全焼 (全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
住家の半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも。 大規模半壊：損壊部分その住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもをいう。 その他：損壊部分その住家の延床面積の20%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のもをいう。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

修 正 案	
修正理由 被災者支援再建支援法の改正による修正	
〈被害の認定基準〉	
被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊全焼 (全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
住家の半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも。 大規模半壊：損壊部分その住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもをいう。 中規模半壊：損壊部分その住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもをいう。 その他：損壊部分その住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもをいう。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

現 行				
震災編 第4章 災害復旧・復興計画 第1節 市民生活の安定 第1 被災者の生活確保	ページ 震-126			
(3)被災者生活再建支援金の支給 支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の二つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。 なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。				
ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
支給額	200万円	100万円	50万円	

修 正 案				
修正理由 被災者支援再建支援法の改正による修正				
(3)被災者生活再建支援金の支給 支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の二つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。 なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。				
住宅の被害程度や再建方法に応じて支給する支援金				
被災世帯の区分	損害割合 (※)	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
全壊	50%以上	100万円	住宅の再建手段	支給金
			建設・購入	200万円
			修繕	100万円
解体	＝	100万円	賃借（公営住宅以外）	50万円
			建設・購入	200万円
			修繕	100万円
長期避難	＝	100万円	賃借（公営住宅以外）	50万円
			建設・購入	200万円
			修繕	100万円
大規模半壊	40%台	50万円	賃借（公営住宅以外）	50万円
			建設・購入	200万円
			修繕	100万円
中規模半壊	30%台	＝	賃借（公営住宅以外）	25万円
			建設・購入	100万円
			修繕	50万円
※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの				

現 行	
震災編 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 生活関連施設の復旧計画 第2 国の財政援助等	ページ 震-129
〈復旧事業の概要〉	
法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
(略)	(略)

修 正 案	
修正理由 補助を受ける事業に下水道の復旧事業を追加	
〈復旧事業の概要〉	
法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、 下水道 、公園の復旧事業
(略)	(略)

現 行	
震災編 附編 東海地震に係る周辺地域として対応計画 第1章 総則	ページ 震-133
(新設)	

修 正 案			
修正理由 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定による反映			
第1節 はじめに			
<p>これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があると言われてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われなかったこととなった。</p> <p>一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。</p> <p>南海トラフ地震が発生した場合に著しい災害が生ずるおそれがある地域（想定震度が6弱以上など）については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）」に指定され、南海トラフ地震に関する情報への対応（下表参照）が必要となるが、本市を含むその他の地域については、現在のところ防災対応の指針が明確になっていない。</p> <p style="text-align: center;">〈南海トラフ地震関連情報の種類と対応〉</p>			
	発表基準	防災対応（推進地域）	
南海トラフ地震関連臨時情報	(調査中)	<p>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</p>	
	(巨大地震注報)	<p>巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等
	(巨大地震警戒)	<p>巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
	(調査終了)	<p>(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
	南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く） 	

現 行	
震災編 附編 東海地震に係る周辺地域として対応計画 第1章 総則	ページ 震-133 震-134
(新設)	
第1節 計画策定の趣旨	(略)
第2節 基本方針	(略)

修 正 案									
修正理由 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定による反映									
<p>このため、本計画では東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替え（下表参照）、南海トラフ地震関連情報発表時の防災対応をとることとする。</p> <p style="text-align: center;">〈南海トラフ地震に関連する情報と東海地震関連情報の読み替え〉</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>東海地震関連情報</th> <th>南海トラフ地震関連情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関する調査情報</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> </tr> <tr> <td>東海地震予知情報、警戒宣言</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> </tr> </tbody> </table>		東海地震関連情報	南海トラフ地震関連情報	東海地震に関する調査情報	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	東海地震注意情報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	東海地震予知情報、警戒宣言	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
東海地震関連情報	南海トラフ地震関連情報								
東海地震に関する調査情報	南海トラフ地震臨時情報（調査中）								
東海地震注意情報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）								
東海地震予知情報、警戒宣言	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）								
第2節 計画策定の趣旨	(略)								
第3節 基本方針	(略)								

現 行	
震災編 附編 東海地震に係る周辺地域として対応計画 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第8節 避難対策	ページ 震-158
第1 警戒宣言時の措置	
<p>警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあつては、市長は市民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。</p> <p>なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、市民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。</p> <p>なお、避難の勧告又は指示の内容は、「震災編 第3章」を参照のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告・指示 (2) 指定避難所の確認 (3) 情報伝達体制の確認 (4) 関係機関に対する指定避難所開設の通知 (5) 指定避難所への職員派遣 (6) 避難行動要支援者に対する援護措置 (7) 給食、給水措置 (8) 生活必需物資の給与 (9) 避難対象地区の防火・防犯パトロール 	
第2 事前の措置	
<p>市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難対象地区の選定 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難勧告、指示体制の確立 (4) 情報伝達体制の確立 (5) 避難行動要支援者に対する介護体制の確立 (6) 市民等に対する周知 	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
第1 警戒宣言時の措置
<p>警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあつては、市長は市民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。</p> <p>なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示等を行い、市民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。</p> <p>なお、避難指示等の内容は、「震災編 第3章」を参照のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難指示 (2) 指定避難所の確認 (3) 情報伝達体制の確認 (4) 関係機関に対する指定避難所開設の通知 (5) 指定避難所への職員派遣 (6) 避難行動要支援者に対する援護措置 (7) 給食、給水措置 (8) 生活必需物資の給与 (9) 避難対象地区の防火・防犯パトロール
第2 事前の措置
<p>市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難対象地区の選定 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難指示体制の確立 (4) 情報伝達体制の確立 (5) 避難行動要支援者に対する介護体制の確立 (6) 市民等に対する周知

現 行	
風水害編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 野田市	ページ 風-3
第1 野田市	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災市営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関すること (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること (13) 被災施設の復旧に関すること (14) 自衛隊の協力要請に関すること (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (16) 市民に対する警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること (18) 被災者の生活再建支援に関すること (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること (20) 防災知識の普及及び教育に関すること (21) 防災訓練の実施に関すること (22) 災害に強いまちづくりの推進に関すること 	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
第1 野田市
<ul style="list-style-type: none"> (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災市営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関すること (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること (13) 被災施設の復旧に関すること (14) 自衛隊の協力要請に関すること (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (16) 市民に対する警報の伝達及び避難指示又は緊急安全確保措置に関すること (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること (18) 被災者の生活再建支援に関すること (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること (20) 防災知識の普及及び教育に関すること (21) 防災訓練の実施に関すること (22) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

現 行	
風水害編 第1章 計画の基本方針 第4節 風水害の想定 第1 浸水想定	ページ 風-13
<p>本市では、「水防法」に基づき、国土交通省が実施した利根川、江戸川の浸水想定に基づき「洪水ハザードマップ（洪水避難地図）」（平成19年度）を作成しており、この災害規模を本計画の前提条件とする。</p>	

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>洪水ハザードマップの更新年度を修正（平成19年度→令和2年度）</p>
<p>本市では、「水防法」に基づき、国土交通省が実施した利根川、江戸川の浸水想定に基づき「洪水ハザードマップ（洪水避難地図）」（令和2年度）を作成しており、この災害規模を本計画の前提条件とする。</p>

現 行	
風水害編 第2章 災害予防計画 第3節 避難行動・避難施設 第1 避難行動	ページ 風-17
<p>市民生活部は、風水害の発生は事前にある程度予測できるものであることから、各種気象警報における行動を市民に周知徹底させるとともに、早期の避難準備行動や、市民自らが考え避難行動を起こす積極的な自主避難※が重要であることを事前に周知し、住民の理解を深めておく。</p>	
<p>※「自主避難」とは、風水害への不安や、避難行動に時間を要する等の理由により、避難勧告など特に出されていない状況において、あるいは避難勧告の対象に含まれていない者が、自らの判断により避難することである。 (市の備蓄品は、災害が発生した場合に備えている物品であることから、自主避難される方は、各自が必要な飲料水・軽食等を御用意の上、避難を行うものとする。)</p>	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
<p>市民生活部は、風水害の発生は事前にある程度予測できるものであることから、各種気象警報における行動を市民に周知徹底させるとともに、早期の避難準備行動や、市民自らが考え避難行動を起こす積極的な自主避難※が重要であることを事前に周知し、住民の理解を深めておく。</p>
<p>※「自主避難」とは、風水害への不安や、避難行動に時間を要する等の理由により、避難指示など特に出されていない状況において、あるいは避難指示などの対象に含まれていない者が、自らの判断により避難することである。 (市の備蓄品は、災害が発生した場合に備えている物品であることから、自主避難される方は、各自が必要な飲料水・軽食等を御用意の上、避難を行うものとする。)</p>

現 行	
風水害編 第2章 災害予防計画 第3節 避難行動・避難施設 第2 避難所等の確保	ページ 風-17
<p>1. 市民自らによる避難先の確保</p> <p>市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することは出来ない。</p> <p>市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難行動を考え、親族、友人、知人や勤め先など市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めるものとする。</p> <p>2. <略></p> <p>3. 要配慮者優先避難所</p> <p>市民生活部は、指定避難所のうち、公民館やコミュニティーセンター等、多目的トイレや和室等が整えられている施設を、災害時に要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れる施設として指定する。</p>	

修 正 案
修正理由 在宅避難や分散避難に関する考えを追加 名称の修正（障がい者）
<p>1. 市民自らによる避難先の確保</p> <p>市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することは出来ない。</p> <p>市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難行動を考え、在宅避難※1や分散避難※2など、市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めるものとする。</p> <p>※1「在宅避難」とは、自宅が浸水想定区域外などの理由により、自宅が安全な方は、避難所へ避難するのではなく、自宅に留まることである。</p> <p>※2「分散避難」とは、避難が必要な場合でも市が設置する避難所ではなく、親族、友人、知人、勤め先や浸水想定区域外の地域の駐車場での車中泊など、避難所以外への安全な場所へ避難することである。</p> <p>2. <略></p> <p>3. 要配慮者優先避難所</p> <p>市民生活部は、指定避難所のうち、公民館やコミュニティーセンター等、多目的トイレや和室等が整えられている施設を、災害時に要配慮者（障がいのある人、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れる施設として指定する。</p>

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 第1 市の防災体制の確立	ページ 風-24
<p>4. 動員報告 参集した職員は所属単位毎、総括班に参集報告を行う。</p>	

修 正 案
修正理由 対策班の修正
<p>4. 動員報告 参集した職員は所属単位ごとに、対策要員部班に参集報告を行う。</p>

現 行		
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 第3 災害対策本部の体制	ページ 風-25	
<p>2. 災害対策本部の運営</p> <p>(1) 職務権限 (略)</p> <p>(2) 本部会議 災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議員は、本部長、副本部長、本部員（災害対策本部 組織図の統括責任者）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。 〈本部会議の協議事項〉</p> <table border="1"> <tr> <td> ア 災害対策本部の配備体制の変更に関すること イ 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定に関すること ウ 災害救助法の適用に関すること エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること オ 災害対策経費の処理に関すること カ その他災害対策の重要事項に関すること </td> </tr> </table> <p>(3) 本部事務局 (略)</p> <p>(4) 分掌事務 (略)</p> <p>(5) 長期化への配慮 (略)</p>		ア 災害対策本部の配備体制の変更に関すること イ 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定に関すること ウ 災害救助法の適用に関すること エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること オ 災害対策経費の処理に関すること カ その他災害対策の重要事項に関すること
ア 災害対策本部の配備体制の変更に関すること イ 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定に関すること ウ 災害救助法の適用に関すること エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること オ 災害対策経費の処理に関すること カ その他災害対策の重要事項に関すること		

修 正 案	
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）	
<p>2. 災害対策本部の運営</p> <p>(1) 職務権限 (略)</p> <p>(2) 本部会議 災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議員は、本部長、副本部長、本部員（災害対策本部 組織図の統括責任者）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。 〈本部会議の協議事項〉</p> <table border="1"> <tr> <td> ア 災害対策本部の配備体制の変更に関すること イ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保措置並びに警戒区域の設定に関すること ウ 災害救助法の適用に関すること エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること オ 災害対策経費の処理に関すること カ その他災害対策の重要事項に関すること </td> </tr> </table> <p>(3) 本部事務局 (略)</p> <p>(4) 分掌事務 (略)</p> <p>(5) 長期化への配慮 (略)</p>	ア 災害対策本部の配備体制の変更に関すること イ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保措置並びに警戒区域の設定に関すること ウ 災害救助法の適用に関すること エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること オ 災害対策経費の処理に関すること カ その他災害対策の重要事項に関すること
ア 災害対策本部の配備体制の変更に関すること イ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保措置並びに警戒区域の設定に関すること ウ 災害救助法の適用に関すること エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること オ 災害対策経費の処理に関すること カ その他災害対策の重要事項に関すること	

現 行

風水害編
第3章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

ページ

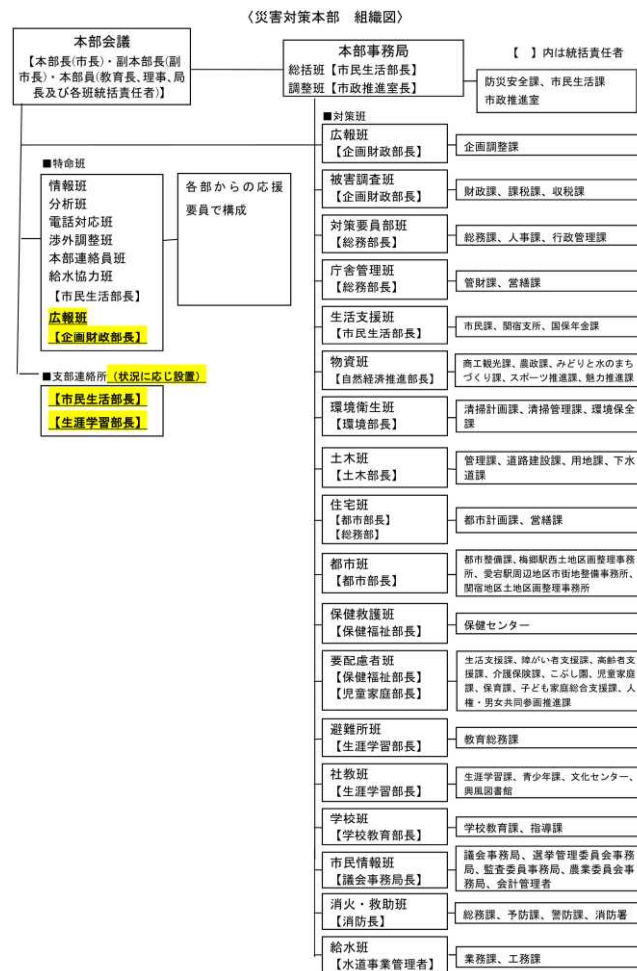
風-27



修 正 案

修正理由

支部連絡所及び指定避難所対応の修正



現 行			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制	ページ 風-28		
〈災害対策本部 所掌事務〉			
■本部事務局			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)

修 正 案			
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止） 所掌事務の修正（広報班）			
〈災害対策本部 所掌事務〉			
■本部事務局			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)
広報班	企画財政部長	広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

現 行			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制			ページ 風-29
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 ・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

修 正 案			
修正理由 所掌事務の修正（広報班）			
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		(削除)	(削除)

現 行			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制		ページ 風-31	
■各対策班			
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	(略)	(略)
都市班	都市部長	(略)	(略)
保健救護班	保健福祉部長	(略)	(略)
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・ 応急保育に関すること。
		子ども家庭 総合支援室	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		人権・男女共同参 画推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・ 相談支援に関すること。

修 正 案			
修正理由 事務分掌の修正（応急保育に関することほか）			
■各対策班			
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	(略)	(略)
都市班	都市部長	(略)	(略)
保健救護班	保健福祉部長	(略)	(略)
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・ 応急保育に関すること。
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・ ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭 総合支援室	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・ ◎福祉避難所利用者の相談支援に関すること。
		人権・男女共同参 画推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・ 福祉避難所利用者の相談支援に関すること。

現 行			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制		ページ 風-32	
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事 ◎避難者全体の把握に関する事
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)
学校班	学校教育部長	(略)	(略)
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関する事
		予防課長	・消火に関する事
		警防課長	・救急に関する事
		消防署長	・水防活動に関する事。 ・ り災証明(火災)に関する事。 ・自主防災組織等との協力連携に関する事
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)

修 正 案			
修正理由 事務分掌の修正(避難所班、消火・救助班)			
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事 ◎避難者全体の把握に関する事 ◎ 支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)
学校班	学校教育部長	(略)	(略)
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関する事
		予防課長	・消火に関する事。 ・ り災証明(火災)に関する事。
		警防課長	・救急に関する事
		消防署長	・ 消防隊の運用及び指令に関する事。 ・水防活動に関する事 ・自主防災組織等との協力連携に関する事
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)

現 行

風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制	ページ 風-33
--------------------------------------	-----------------

■支部連絡所及び指定避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・支部連絡所及び指定避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・支部連絡所及び指定避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関すること。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び指定避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関すること。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び指定避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び指定避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。

※次長不在の場合は主管課長

修 正 案

修正理由 支部連絡所及び指定避難所対応の修正により削除

(削除)

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 気象に関する情報の収集	ページ 風-35
<p>3. 土砂災害警戒情報</p> <p>県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共同発表する。</p> <p>また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。</p> <p>総括班は、大雨警報（土砂災害）の発表や土砂災害判定メッシュ情報、土砂災害警戒情報の発表等の状況に応じて、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所周辺の住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)の判断を行う。</p>	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
<p>3. 土砂災害警戒情報</p> <p>県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共同発表する。</p> <p>また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。</p> <p>総括班は、大雨警報（土砂災害）の発表や土砂災害判定メッシュ情報、土砂災害警戒情報の発表等の状況に応じて、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所周辺の住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保措置の判断を行う。</p>

現 行					
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 気象に関する情報の収集	ページ 風-36				
<p>4. 民間気象情報 (1) 気象解析の委託 市域の気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を次のとおり委託しており情報の活用を図る。 なお、端末は市民生活部防災安全課及び土木部管理課に配置してある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>システム名</th> <th>防災気象情報システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨及び降雪に係る 36 時間先までの定時情報の提供 (1日2回) ・ 時間雨量 10 mm 以上の大雨、又は 5 cm 以上の降雪が予想される場合の臨時情報の提供及びプリンターにアラーム通報・出力 ・ 24 時間体制での気象に関するコンサルティング・サービス等 </td> </tr> </tbody> </table>		システム名	防災気象情報システム	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨及び降雪に係る 36 時間先までの定時情報の提供 (1日2回) ・ 時間雨量 10 mm 以上の大雨、又は 5 cm 以上の降雪が予想される場合の臨時情報の提供及びプリンターにアラーム通報・出力 ・ 24 時間体制での気象に関するコンサルティング・サービス等
システム名	防災気象情報システム				
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨及び降雪に係る 36 時間先までの定時情報の提供 (1日2回) ・ 時間雨量 10 mm 以上の大雨、又は 5 cm 以上の降雪が予想される場合の臨時情報の提供及びプリンターにアラーム通報・出力 ・ 24 時間体制での気象に関するコンサルティング・サービス等 				

修 正 案					
修正理由 防災気象情報システムの概要を修正					
<p>4. 民間気象情報 (1) 気象解析の委託 市域の気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を次のとおり委託しており情報の活用を図る。 (削除)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>システム名</th> <th>防災気象情報システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害リスクスケール及び大雨、暴風・突風、土砂災害、河川氾濫の種別ごとの 72 時間先までの定時情報 ・ 災害リスクスケール（レベル別）及び気象庁の防災情報等（警報等）発令時のアラート通知 ・ 組織的な体制判断を行うための意思決定支援 ・ 24 時間体制での気象に関するコンサルティング・サービス等 </td> </tr> </tbody> </table>		システム名	防災気象情報システム	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害リスクスケール及び大雨、暴風・突風、土砂災害、河川氾濫の種別ごとの 72 時間先までの定時情報 ・ 災害リスクスケール（レベル別）及び気象庁の防災情報等（警報等）発令時のアラート通知 ・ 組織的な体制判断を行うための意思決定支援 ・ 24 時間体制での気象に関するコンサルティング・サービス等
システム名	防災気象情報システム				
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害リスクスケール及び大雨、暴風・突風、土砂災害、河川氾濫の種別ごとの 72 時間先までの定時情報 ・ 災害リスクスケール（レベル別）及び気象庁の防災情報等（警報等）発令時のアラート通知 ・ 組織的な体制判断を行うための意思決定支援 ・ 24 時間体制での気象に関するコンサルティング・サービス等 				

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報 第2 広聴活動	ページ 風-37
<p>電話対応班は、市民からの電話による問合せや、各種手続き等の相談のため、コールセンター、臨時相談所を設置して対応する。</p> <p>対策の内容は、震災編第3章 第3節 第2「広聴活動」を準用する。</p>	

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>生活支援班の活動を追加</p>
<p>電話対応班は、市民からの電話による問合せ等のため、コールセンターを設置する。 また、生活支援班は各種手続き等の相談のため、総合相談窓口を設置し、被災者の生活相談等に対応する。</p> <p>対策の内容は、震災編第3章 第3節 第2「広聴活動」を準用する。</p>

現 行		
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第5節 消防・救助救急・危険物等対策 第4 水防活動	ページ 風-40	
〈野田市水防配備体制及び活動内容〉		
種別	配 備 時 期	水防配備体制と活動内容
水防準備体制	<p>(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたときは、水防準備体制に入る。 (1)気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 (ア)大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報</p> <p>(終期) 次の1項目以上の場合は、水防準備体制を解除する。 (1)注意報が解除されたとき。 (2)指揮官が水防準備体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3)水防準備体制から水防注意体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2. 水防活動及び水防事業 (1)各関係機関との緊密な連絡を行い、常に正確な水防状況を把握しておく。 (2)市内河川の水位、雨量観測を行う。 (3)防災行政無線等情報伝達網の整備をする。 (4)市内の河川等の巡回出動ができるよう待機させる。</p>

修 正 案		
修正理由 気象業務法(第14条の2)に基づく予報を追加(水防警報(準備))		
〈野田市水防配備体制及び活動内容〉		
種別	配 備 時 期	水防配備体制と活動内容
水防準備体制	<p>(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたときは、水防準備体制に入る。 (1)気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 (ア)大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 水防警報(準備)</p> <p>(終期) 次の1項目以上の場合は、水防準備体制を解除する。 (1)注意報が解除されたとき。 (2)指揮官が水防準備体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3)水防準備体制から水防注意体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2. 水防活動及び水防事業 (1)各関係機関との緊密な連絡を行い、常に正確な水防状況を把握しておく。 (2)市内河川の水位、雨量観測を行う。 (3)防災行政無線等情報伝達網の整備をする。 (4)市内の河川等の巡回出動ができるよう待機させる。</p>

現 行		
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第5節 消防・救助救急・危険物等対策 第4 水防活動	ページ 風-40	
〈野田市水防配備体制及び活動内容〉		
種別	配備時期	水防配備体制と活動内容
水防注意体制	<p>(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めるときは、水防注意体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 (ア) 大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意報 (本編第4章第2節参照)</p> <p>(終期) 次の1項目以上の場合は、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなったと認めるとき。 (3) 水防準備体制から水防警戒体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2 水防活動及び水防事務 (1) 前記水防準備体制による水防活動を続行する。 (2) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。 (以降、各樋管管理者は操作規定により操作する。) (3) 必要に応じて市内河川等の巡回の準備をする。被害を認めたときは適切な処置をとるとともに本部に連絡する。 (4) 必要に応じて市内低地域の巡回を行い被害を認めたときは適切な処置をとるとともに、本部に連絡する。</p>

修 正 案		
修正理由 水防法(第10条第2項)に基づく予報を追加(水防警報(出動)ほか)		
〈野田市水防配備体制及び活動内容〉		
種別	配備時期	水防配備体制と活動内容
水防注意体制	<p>(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めるときは、水防注意体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 (ア) 大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意報(LV2) (本編第3章第2節参照) 水防警報(出動)</p> <p>(終期) 次の1項目以上の場合は、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなったと認めるとき。 (3) 水防準備体制から水防警戒体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2 水防活動及び水防事務 (1) 前記水防準備体制による水防活動を続行する。 (2) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。 (以降、各樋管管理者は操作規定により操作する。) (3) 必要に応じて市内河川等の巡回の準備をする。被害を認めたときは適切な処置をとるとともに本部に連絡する。 (4) 必要に応じて市内低地域の巡回を行い被害を認めたときは適切な処置をとるとともに、本部に連絡する。</p>

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第5節 消防・救助救急・危険物等対策 第4 水防活動	ページ 風-4 1
<p>2. 消防本部の体制及び活動</p> <p>水防管理者（市長）は、次のとおり消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。</p> <p>(1) 出動準備</p> <p>水防管理者（市長）は次の場合、野田市消防本部に対し、出動準備をさせる。</p> <p>ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予測される場合</p> <p>イ 気象状況等により、危険が予知される場合</p> <p>(2) 出動</p> <p>水防管理者（市長）は、次の場合、直ちに野田市消防本部に対し、警戒配備への配置を指示する。</p> <p>ア 水防警報が発表されたとき</p> <p>イ 知事から出動の指示があったとき</p> <p>ウ 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき</p> <p>エ その他必要と認めたとき</p>	

修 正 案
修正理由 字句の追加（水防警報（準備）ほか）
<p>2. 消防本部の体制及び活動</p> <p>水防管理者（市長）は、次のとおり消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。</p> <p>(1) 出動準備</p> <p>水防管理者（市長）は次の場合、野田市消防本部に対し、出動準備をさせる。</p> <p>ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予測される場合</p> <p>イ 気象状況等により、危険が予知される場合</p> <p>ウ 水防警報（準備）が発表されたとき</p> <p>(2) 出動</p> <p>水防管理者（市長）は、次の場合、直ちに野田市消防本部に対し、警戒配備への配置を指示する。</p> <p>ア 水防警報（出動）が発表されたとき</p> <p>イ 知事から出動の指示があったとき</p> <p>ウ 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき</p> <p>エ その他必要と認めたとき</p>

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策	ページ 風-44

第7節 避難対策

項 目	担 当	関係機関
第1 避難 勧告 ・指示等	総括班	野田警察署
第2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第3 指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	

第1 避難**勧告**・指示等

1. 避難**勧告**・指示等の発令

(1) 避難**勧告**・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を**勧告**し、緊急を要すると認めるときは**避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保**を指示する。

また、避難**勧告**・指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「**避難準備・高齢者等避難開始**」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難**勧告**・指示等の事務を行う。その際、避難**勧告**・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における**準備情報**の提供に努める。また、災害の状況に応じて避難**勧告**等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴うと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、**市町村は、**住民等への周知徹底に努めるものとする。

修 正 案	
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）	

第7節 避難対策

項 目	担 当	関係機関
第1 避難指示等	総括班	野田警察署
第2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第3 指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	

第1 避難指示等

1. 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を**指示**し、緊急を要すると認めるときは**緊急安全確保措置**を指示する。

また、避難指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。その際、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における**避難情報**の提供に努める。また、災害の状況に応じて避難**指示**等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴うと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

現 行			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難勧告・指示等		ページ 風-4 4	
〈避難基準の目安〉			
避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種類	
避難準備情報	○栗橋観測所 3時間後に氾濫危険水位に達すると予想される状況（氾濫警戒情報が発令されたとき）	避難行動要支援者	避難準備
避難準備・高齢者等避難開始	○栗橋観測所 氾濫危険水位に達した状況 ○野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想される時	避難行動要支援者	避難開始
		一般	避難準備
避難勧告	○野田・芽吹橋観測所 1時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想される時（氾濫警戒情報が発令されたとき） ○土砂災害警戒情報が発表されたとき	避難行動要支援者	避難
		一般	避難開始
避難指示（緊急）	○野田・芽吹橋観測所 両観測所のいずれかにおいて、氾濫危険水位に到達した状況（氾濫危険情報が発令されたとき）	避難行動要支援者	直ちに避難完了
		一般	

修 正 案			
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）			
〈避難基準の目安〉			
避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種類	
避難準備情報	○栗橋観測所 3時間後に氾濫危険水位に達すると予想される状況（氾濫警戒情報が発令されたとき）	避難行動要支援者	避難準備
高齢者等避難	○栗橋観測所 氾濫危険水位に達した状況 ○野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想される時	避難行動要支援者	避難開始
		一般	避難準備
避難指示	○野田・芽吹橋観測所 1時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想される時（氾濫警戒情報が発令されたとき） ○土砂災害警戒情報が発表されたとき	避難行動要支援者	避難
		一般	避難開始
緊急安全確保	何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況	避難行動要支援者	身の安全を確保
		一般	

現 行		ページ
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難勧告・指示等		風-45
〈避難 勧告 ・指示の発令権者及び要件〉		
発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	(1) 勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (2) 指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき (2) 市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいなるとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	(2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

修 正 案		
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止） 根拠法令の項を修正		
〈避難指示 等 の発令権者及び要件〉		
発令権者	避難指示等を行う要件	根拠法令
市長	災害全般(高齢者等避難、指示、緊急安全確保) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害全般(高齢者等避難、指示、緊急安全確保) 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
警察官	災害全般(指示、緊急安全確保) 市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項
	災害全般(指示、緊急安全確保) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般(指示) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいなるとき	自衛隊法第94条第1項
知事又は知事の命を受けた県職員	洪水(指示) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条第1項
	地すべり(指示) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条第1項
水防管理者	洪水(指示) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条第1項

現 行						
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難勧告・指示等	ページ 風-45					
<p>(2) 避難勧告・指示等の解除 本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の勧告・指示を解除する。</p> <p>(3) 避難勧告・指示等の内容 避難勧告・指示等は、次の事項を明らかにして行う。 〈避難勧告・指示等の内容〉</p> <table border="1"> <tr><td>ア 避難対象地域（町名、施設名）</td></tr> <tr><td>イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）</td></tr> <tr><td>ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）</td></tr> <tr><td>エ 避難経路</td></tr> <tr><td>オ その他必要な事項</td></tr> </table> <p>2. 避難情報等の伝達</p> <p>(1) 市民等への伝達 広報班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、ツイッター等により市民等に伝達する。</p> <p>(2) 関係機関への通報 総括班は、避難の勧告・指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田健康福祉センターに連絡する。</p> <p>(3) 要配慮者利用施設への伝達 総括班は浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の状況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。 また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット、野田市安全安心メール等を用いて自らも得るものとする。</p>		ア 避難対象地域（町名、施設名）	イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）	ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）	エ 避難経路	オ その他必要な事項
ア 避難対象地域（町名、施設名）						
イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）						
ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）						
エ 避難経路						
オ その他必要な事項						

修 正 案					
<p>修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止） 名称の修正（野田保健所（野田健康福祉センター）） 字句の修正（障がい者）</p>					
<p>(2) 避難指示等の解除 本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難指示等を解除する。</p> <p>(3) 避難指示等の内容 避難指示等は、次の事項を明らかにして行う。 〈避難指示等の内容〉</p> <table border="1"> <tr><td>ア 避難対象地域（町名、施設名）</td></tr> <tr><td>イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）</td></tr> <tr><td>ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）</td></tr> <tr><td>エ 避難経路</td></tr> <tr><td>オ その他必要な事項</td></tr> </table> <p>2. 避難情報等の伝達</p> <p>(1) 市民等への伝達 広報班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、ツイッター等により市民等に伝達する。</p> <p>(2) 関係機関への通報 総括班は、避難指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田保健所（野田健康福祉センター）に連絡する。</p> <p>(3) 要配慮者利用施設への伝達 総括班は要配慮者班と連携し、浸水想定区域内の高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の状況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。 また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット、野田市安全安心メール等を用いて自らも得るものとする。</p>	ア 避難対象地域（町名、施設名）	イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）	ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）	エ 避難経路	オ その他必要な事項
ア 避難対象地域（町名、施設名）					
イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）					
ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）					
エ 避難経路					
オ その他必要な事項					

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難勧告・指示等	ページ 風-46
<p>3. 避難誘導等</p> <p>(1) 市民の避難誘導</p> <p>市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。</p> <p>ただし、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。</p>	

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止） 自主防災組織の活動内容を追加</p>
<p>3. 避難誘導等</p> <p>(1) 市民の避難誘導</p> <p>市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。</p> <p>ただし、避難指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。</p> <p>なお、自主防災組織は、分散避難の観点から避難誘導時に安否確認等を容易に行えるよう、平時から市民の避難先等を把握できるように共助力の向上を図る。</p>

現 行		
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第3 指定避難所の開設及び運営	ページ 風-47	
2. 開場及び担当 指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	施設が開いている時間 (勤務時間内)に災害発生のおそれがある場合	施設が閉まっている時間 (勤務時間外)に災害発生のおそれがある場合
指定避難所の開場	出勤している施設の管理者又は職員が開場	(事前に連絡を受けた)施設の管理者が開場
指定避難所の担当	各部署で指定された地域の担当	各部署で指定された地域を担当

修 正 案		
修正理由 指定避難所の開場に施設の管理者を追加 指定避難所の担当者を指定職員に修正		
2. 開場及び担当 指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。		
開場・担当	施設が開いている時間 (勤務時間内)に災害発生のおそれがある場合	施設が閉まっている時間 (勤務時間外)に災害発生のおそれがある場合
指定避難所の開場	出勤している施設の管理者又は職員が開場	(事前に連絡を受けた)施設の管理者 又は指定された市の職員 が開場
指定避難所の担当	指定された市の職員が担当	指定された市の職員が担当
3. 指定避難所の運営 対策の内容は、震災編 第3章 第7節 第3 3「指定避難所の運営」を準用する。		

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策	ページ 風-47
(新設)	

修 正 案
修正理由 防災基本計画修正による反映（避難所等における感染症対策の推進）
第5 感染症対策 感染症対策の内容は、震災編 第3章 第7節 第5「感染症対策」を準用する。

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理 第1 行方不明者の捜索	ページ 風-49
<p>市民情報班は、行方不明者の情報を収集し、消防部、消防団、野田警察署に捜索活動を要請する。</p> <p>対策の内容は、震災編 第3章 第9節 第1「行方不明者の捜索」を準用する。</p>	

修 正 案
修正理由 行方不明者の捜索に伴う関係機関の追加
<p>市民情報班は、野田警察署、自治会、自主防災組織等の協力を得て情報を収集し、消防部、消防団、野田警察署に捜索活動を要請する。</p> <p>対策の内容は、震災編 第3章 第9節 第1「行方不明者の捜索」を準用する。</p>

現 行		
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第10節 交通・緊急輸送		ページ 風-50
項 目	担 当	関係機関
第1 交通規制	土木班	
第2 緊急輸送	土木班、庁舎管理班	東葛飾土木事務所、 千葉国道事務所、千 葉県トラック協会野 田支部、千葉県バス 協会
第3 緊急通行車両等の確認	土木班	
第1 交通規制 (略)		
第2 緊急輸送 (略)		
第3 緊急通行車両等の確認		
土木班 は、災害対策で使用する車両について、緊急通行車両の確認を行い公安委員会から証明書及び標章の交付を受ける。 対策の内容は、震災編第3章 第10節 第3「緊急通行車両等の確認」を準用する。		

修 正 案		
修正理由 第3 緊急通行車両等の確認 の担当を修正（土木班➡庁舎管理班）		
項 目	担 当	関係機関
第1 交通規制	土木班	
第2 緊急輸送	土木班、庁舎管理班	東葛飾土木事務所、 千葉国道事務所、千 葉県トラック協会野 田支部、千葉県バス 協会
第3 緊急通行車両等の確認	庁舎管理班	
第1 交通規制 (略)		
第2 緊急輸送 (略)		
第3 緊急通行車両等の確認		
庁舎管理班 は、災害対策で使用する車両について、緊急通行車両の確認を行い公安委員会から証明書及び標章の交付を受ける。 対策の内容は、震災編第3章 第10節 第3「緊急通行車両等の確認」を準用する。		

現 行	
大規模事故編 第1章 総則 第1節 計画の基本方針 第3 計画の修正	ページ 大-1
<p>本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要が認められる場合は、野田市防災会議において修正を行う。</p> <p>なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。</p>	

修 正 案
修正理由 計画の細部事項について文言の追加
<p>(1)本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要が認められる場合は、野田市防災会議において修正を行う。</p> <p>なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。</p> <p>(2)本計画に基づく諸活動を行うに当たって、必要と認められる細部事項については防災関係機関において定めるものとする。</p>

現 行		
大規模事故編 第1章 総則 第2節 大規模事故への体制 第1 配備体制	ページ 大-3	
2. 情報収集・報告 (略) <火災・災害等即報要領の直接即報基準>		
火災等即報	交通機関の火災	航空機火災
	危険物等に係る事故	(1)死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2)負傷者が5名以上発生したもの (3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5)市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う 漏えい で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1)爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2)放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） (3)核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） (4)基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） (5)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの

修 正 案		
修正理由 火災・災害等即報要領の直接即報基準を時点修正（建物火災の追加ほか）		
2. 情報収集・報告 (略) <火災・災害等即報要領の直接即報基準>		
火災等直接即報	建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関の火災	(1)航空機火災 (2)列車火災
	危険物等に係る事故	(1)死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2)負傷者が5名以上発生したもの (3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5)市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う 漏えい で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1)爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2)放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） (3)核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） (4)基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） (5)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
その他の 特定 事故	(1)可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの (2)消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故	

現 行	
大規模事故編 第1章 総則 第2節 大規模事故への体制 第1 配備体制	ページ 大-3
〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉	
救急・救助 事故即報	<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>(1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>(2)バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>(3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</p> <p>(4)不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>(5)その他報道機関に取り上げられるような社会的影響度が高いもの</p>

修 正 案	
修正理由 火災・災害等即報要領の直接即報基準を時点修正（武力攻撃災害等の追加ほか）	
〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉	
救急・救助 事故即報 災害等直接即報	<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>(1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>(2)バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>(3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</p> <p>(4)不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>(5)その他報道機関に取り上げられるような社会的影響度が高いもの</p>
武力攻撃 災害等	<p>(1)武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）</p> <p>(2)武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）</p>
災害直接即報	<p>地震 区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）</p> <p>風水害 死者又は行方不明者が生じたもの</p>

現 行													
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第1節 放射性物質事故対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-8												
3. 緊急時のモニタリング活動の実施 (略) 〈O I L と防護措置について〉													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急防護措置</td> <td>OIL1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td> <td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1 (略)	(略)	(略)		OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要										
緊急防護措置	OIL1 (略)	(略)	(略)										
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。										

修 正 案													
修正理由 緊急防護措置の概要を修正													
3. 緊急時のモニタリング活動の実施 (略) 〈O I L と防護措置について〉													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急防護措置</td> <td>OIL1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td> <td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は、迅速に除染。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1 (略)	(略)	(略)		OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は、迅速に除染。
基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要										
緊急防護措置	OIL1 (略)	(略)	(略)										
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は、迅速に除染。										

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第3節 大規模火災対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-16
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。</p> <p>自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。</p>	

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）</p>
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示等の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。</p> <p>自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>また、野田警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。</p>

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第4節 林野火災対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-18
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。</p> <p>自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。</p>	

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）</p>
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示等の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。</p> <p>自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>また、野田警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。</p>

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第5節 危険物等災害対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-20
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難勧告又は避難指示(緊急)を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。</p> <p>避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。</p> <p>自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。</p>	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難指示又は緊急安全確保を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。</p> <p>避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。</p> <p>自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>また、野田警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。</p>

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第6節 航空機災害対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-22
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、航空機災害により影響を受け危険な区域に対し、避難勧告・指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。</p> <p>自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。</p>	

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）</p>
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、航空機災害により影響を受け危険な区域に対し、避難指示等の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。</p> <p>自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>また、野田警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。</p>

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第7節 鉄道災害対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-24
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い指定緊急避難場所を解放する。</p> <p>また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。</p>	

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）</p>
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い指定緊急避難場所を解放する。</p> <p>また、野田警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。</p>

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第8節 道路災害対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-27
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難勧告又は避難指示(緊急)を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。</p> <p>消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。</p>	

修 正 案
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止）
<p>4. 避難</p> <p>総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示又は緊急安全確保を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。</p> <p>消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>また、野田警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。</p>

現 行

修 正 案

資料編
1 防災会議・災害対策本部
資料 1-7 野田市災害対策本部所掌事務

ページ
資-8

修正理由
支部連絡所及び指定避難所対応の修正、広報班の修正



現 行			
資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料1-7 野田市災害対策本部所掌事務		ページ 資-9	
〈災害対策本部 所掌事務〉			
■本部事務局			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)

修 正 案			
修正理由 災害対策基本法等の改正の反映（避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止） 所掌事務の修正（広報班）			
〈災害対策本部 所掌事務〉			
■本部事務局			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)
広報班	企画財政部長	広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

現 行			
資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料1-7 野田市災害対策本部所掌事務			ページ 資-10
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 ・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

修 正 案			
修正理由 所掌事務の修正（広報班）			
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		(削除)	(削除)

現 行			
資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料1-7 野田市災害対策本部所掌事務		ページ 資-12	
■各対策班			
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・ 応急保育に関する事
		子ども家庭 総合支援室	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事
人権・男女共同参 画推進課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・ 相談支援に関する事		

修 正 案			
修正理由 事務分掌の修正（応急保育に関する事。ほか）			
■各対策班			
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	(略)
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・ 応急保育に関する事
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ◎ 応急保育に関する事
		子ども家庭 総合支援室	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ◎ 福祉避難所利用者の相談支援に関する事
人権・男女共同参 画推進課長	・避難行動要支援者支援に関する事 ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・ 福祉避難所利用者の相談支援に関する事		

現 行

資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料1-7 野田市災害対策本部所掌事務	ページ 資-13
---	-----------------

■各対策班

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事 ◎避難者全体の把握に関する事
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)
学校班	学校教育部長	(略)	(略)
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関する事
		予防課長	・消火に関する事
		警防課長	・救急に関する事
		消防署長	・水防活動に関する事。 ・ り災証明(火災)に関する事。 ・自主防災組織等との協力連携に関する事
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)

修 正 案

修正理由 事務分掌の修正(避難所班、消火・救助班)

■各対策班

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事 ◎避難者全体の把握に関する事 ◎ 支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)
学校班	学校教育部長	(略)	(略)
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関する事
		予防課長	・消火に関する事。 ・ り災証明(火災)に関する事。
		警防課長	・救急に関する事
		消防署長	・ 消防隊の運用及び指令に関する事。 ・水防活動に関する事。 ・自主防災組織等との協力連携に関する事
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)

資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料1-7 野田市災害対策本部所掌事務	ページ 資-14
---	-------------

■支部連絡所及び指定避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
関宿北部地区	議会事務局長	議会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		監査委員事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		農業委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		会計管理者	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿中部地区	企画財政部長	企画財政部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿中部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿南部地区	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
川間地区	自然経済推進部長	自然経済推進部次長	・支部連絡所及び指定避難所（川間地区）の開設及び運営支援に関すること。
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・支部連絡所及び指定避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・支部連絡所及び指定避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関すること。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び指定避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関すること。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び指定避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び指定避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。

※次長不在の場合は主管課長

修正理由 支部連絡所及び指定避難所対応の修正により削除

(削除)

現 行				
資料編 2 自主防災 資料2-2 野田市自主防災組織一覧			ページ 資-20～24	
地区		組 織 名	結成年月日	
北部	95	七光住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	96	七光台第1自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	97	七光台第2自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	98	七光台第3自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	99	七光台第4自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	100	七光台第5自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	101	七光台第6自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	102	ファミリー7自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	103	蕃昌区第1自治会自主防災会	平成20年5月20日	
	104	蕃昌区第2自治会自主防災会	平成20年5月20日	
	105	蕃昌区第3自治会自主防災会	平成20年5月20日	
	106	蕃昌区第4自治会自主防災会	平成20年5月14日	
	107	蕃昌区第5自治会自主防災会	平成20年5月23日	
		108	蕃昌区第6自治会自主防災会	平成20年5月20日
		109	谷津自治会自主防災会	平成18年1月12日
	110	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日	
	111	谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日	
	112	谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日	
	113	谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日	
	114	谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日	
	115	谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日	
中央	116 ～ 144	(略)	(略)	

修 正 案				
修正理由 野田市自主防災組織の時点修正（解散・番号）				
地区		組 織 名	結成年月日	
北部	95	七光住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	96	七光台第1自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	97	七光台第2自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	98	七光台第3自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	99	七光台第4自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	100	七光台第5自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	101	七光台第6自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	102	ファミリー7自治会自主防災会	平成8年5月22日	
	103	蕃昌区第1自治会自主防災会	平成20年5月20日	
	104	蕃昌区第2自治会自主防災会	平成20年5月20日	
	105	蕃昌区第3自治会自主防災会	平成20年5月20日	
	106	蕃昌区第4自治会自主防災会	平成20年5月14日	
	107	蕃昌区第5自治会自主防災会	平成20年5月23日	
		(削る)	(削る)	(削る)
		108	谷津自治会自主防災会	平成18年1月12日
	109	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日	
	110	谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日	
	111	谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日	
	112	谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日	
	113	谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日	
	114	谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日	
中央	115 ～ 143	(略)	(略)	

現 行

資料編 2 自主防災 資料2-2 野田市自主防災組織一覧	ページ 資-20~24
------------------------------------	----------------

地区		組 織 名	結成年月日
中央	145 ~ 157	(略)	(略)
東部	158 ~ 178	(略)	(略)
南部	179 ~ 194	(略)	(略)

修 正 案

修正理由 野田市自主防災組織の時点修正 (番号)

地区		組 織 名	結成年月日
中央	144 ~ 156	(略)	(略)
東部	157 ~ 177	(略)	(略)
南部	178 ~ 193	(略)	(略)

現 行			
資料編 2 自主防災 資料2-2 野田市自主防災組織一覧		ページ 資-20～24	
地区		組 織 名	結成年月日
南部	195	チサンマンション野田自主防災会	平成19年6月19日
	196	堤根自治会自主防災会	平成8年2月14日
	197	東和リバーサイド野田防災会	平成10年9月24日
	198	中地自治会防災会	平成31年4月1日
	199	西大和田第二自治会防災会	平成25年8月30日
	200	西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月4日
	201	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年6月15日
	202	花井自治会自主防災組織	平成31年4月7日
	203	花井東自治会自主防災組織	平成29年5月29日
	204	東大崎自治会自主防災会	平成18年7月7日
	205	東新田自治会自主防災会	平成20年8月8日
	206	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年6月25日
	207	松ヶ丘地区防災会	平成8年2月19日
	208	山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年6月5日
	209	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年8月1日
	210	山崎団地自治会自主防災会	平成22年6月9日
211	やまばと会防災会	平成24年7月10日	
212	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年5月1日	
213	若葉台自治会自主防災会	平成21年3月3日	
福田	214	下町自主防災会	平成9年4月28日
	215	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日
	216	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日
	217	灰毛自治会	平成8年3月19日
	218	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
	219	保木間自治会防災会	平成29年2月1日
	220	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	221	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	222	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
	223	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
合計		223組織	

修 正 案			
修正理由 野田市自主防災組織の時点修正（新規結成・番号）			
地区		組 織 名	結成年月日
南部	194	チサンマンション野田自主防災会	平成19年6月19日
	195	堤根自治会自主防災会	平成8年2月14日
	196	東和リバーサイド野田防災会	平成10年9月24日
	197	中地自治会防災会	平成31年4月1日
	198	西大和田第二自治会防災会	平成25年8月30日
	199	西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月4日
	200	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年6月15日
	201	花井自治会自主防災組織	平成31年4月7日
	202	花井東自治会自主防災組織	平成29年5月29日
	203	東大崎自治会自主防災会	平成18年7月7日
	204	東新田自治会自主防災会	平成20年8月8日
	205	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年6月25日
	206	松ヶ丘地区防災会	平成8年2月19日
	207	山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年6月5日
	208	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年8月1日
	209	山崎団地自治会自主防災会	平成22年6月9日
210	やまばと会防災会	平成24年7月10日	
211	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年5月1日	
212	若葉台自治会自主防災会	平成21年3月3日	
213	オオソラモ自主防災会	令和3年12月3日	
福田	214	下町自主防災会	平成9年4月28日
	215	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日
	216	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日
	217	灰毛自治会	平成8年3月19日
	218	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
	219	保木間自治会防災会	平成29年2月1日
	220	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	221	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	222	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
	223	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
合計		223組織	

現 行

資料編 3 情報連絡 資料3-8 野田市防災用MCA無線局番号簿	ページ 資-48~50
--	--------------------

○野田市防災用MCA無線局番号簿

設置場所又は使用場所		呼出番号
本庁舎	災害対策事務局 防災安全課	101
(略)	(略)	(略)
消 防	野田市消防署 指令室	119
(略)	(略)	(略)

修 正 案

修正理由 最新の番号簿に時点修正

○野田市防災用MCA無線局番号簿

設置場所又は使用場所		呼出番号
本庁舎	災害対策事務局 無線室 、防災安全課	100 、101
(略)	(略)	(略)
消 防	野田市消防署 通信室	119
(略)	(略)	(略)

現 行		
資料編 3 情報連絡 資料3-8 野田市防災用MCA無線局番号簿		ページ 資-48~50
○野田市防災用MCA無線局番号簿		
設置場所又は使用場所		呼出番号
(略)	(略)	(略)
市施設	野田市立野田幼稚園	381
指定緊急避難場所	野田市立関宿南部幼稚園	382
指定緊急避難場所	野田市立関宿中部幼稚園	383
指定緊急避難場所	私立関宿幼稚園	384
指定緊急避難場所	野田市立木間ヶ瀬保育所	385
指定緊急避難場所	アスク古布内保育園	386
(略)	(略)	(略)
ライフライン	東京電力パワーグリッド(株)東葛支社野田事務所	402
ライフライン	東日本電信電話(株)千葉事業部千葉西支店	403
(略)	(略)	(略)
医療機関	門倉医院	452
(略)	(略)	(略)
携帯局	災害対策本部活動用 (16台)	601~616
携帯局	指定緊急避難場所 関宿あおぞら広場	621
携帯局	指定緊急避難場所 元町香取神社	622
携帯局	指定緊急避難場所 下納谷浅間神社	623
携帯局	指定緊急避難場所 古布内浄禅寺	624
携帯局	指定緊急避難場所 飯塚白山神社	625
携帯局	指定緊急避難場所 清水公園	626
携帯局	指定緊急避難場所 旧専売公社跡地	627
携帯局	指定緊急避難場所 愛宕神社	628
携帯局	指定緊急避難場所 鹿島神社	629
携帯局	指定緊急避難場所 キッコーマン野球場	630
携帯局	指定緊急避難場所 朝日ヶ丘公園	631
(略)	(略)	(略)
携帯局	消防署(緊急車両)	781
(略)	(略)	(略)
携帯局	消防署 関宿分署(緊急車両)	785
携帯局	消防署 関宿分署(緊急車両)	786
(略)	(略)	(略)

修 正 案		
修正理由 最新の番号簿に時点修正		
○野田市防災用MCA無線局番号簿		
設置場所又は使用場所		呼出番号
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
ライフライン	東京電力パワーグリッド(株)東葛支社	402
ライフライン	東日本電信電話(株)東葛営業支店	403
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
携帯局	災害対策本部活動用 (26台)	601~615 621~631
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
携帯局	消防署(緊急車両)	616、781
(略)	(略)	(略)
携帯局	消防署 関宿分署(緊急車両)	785、786
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

現 行		
資料編 3 情報連絡 資料3-8 野田市防災用MCA無線局番号簿		ページ 資-48~50
○野田市防災用MCA無線局番号簿		
設置場所又は使用場所		呼出番号
車載局	災害対策活動用 (21台)	801~826
		811~812
		821~833
車載局	市施設 野田市水道部 (5台)	841~845
携帯局	消防団 (56台)	911~917
		921~928
		931~935
		941~946
		951~956
		961~968
		971~986

修 正 案		
修正理由 最新の番号簿に時点修正		
○野田市防災用MCA無線局番号簿		
設置場所又は使用場所		呼出番号
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
携帯局	消防団 (56台)	911~917
		921~928
		931~935
		941~946
		951~956
		961~968
		971~986

現 行					
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧				ページ 資-57~58	
○避難所別対応災害一覧					
地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害
関宿 中部 地区	9	野田関宿複合センター	●	×	×
	10	野田市いちいのホール	●	×	×
	11	野田市関宿中央公民館	●	×	●
	12	野田市関宿保健センター	●	×	×
地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害
東 部 地 区	45	野田市東部公民館	●	●	●
	46	野田市立東部中学校	●	●	×
	47	野田市立東部小学校	●	●	×
	48	千葉県立野田看護専門学校	●	●	×
地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害
南 部 地 区	49	野田市立南部中学校	●	●	×
	50	野田市立南部小学校	●	●	×
	51	野田市南部梅郷公民館	●	●	●
	52	野田市南コミュニティセンター	●	●	×
	53	野田市立山崎小学校	●	●	×
	54	野田市立みずき小学校	●	×	×
	55	東京理科大学	●	●	×
地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害
福 田 地 区	56	野田市立福田第一小学校	●	●	×
	57	野田市立福田中学校	●	●	×
	58	野田市福田公民館	●	●	●
	59	野田市立二ツ塚小学校	●	×	×
	60	野田市立福田第二小学校	●	●	×

修 正 案					
修正理由 土砂災害の対応避難所を一部修正（関宿中央公民館⇒いちいのホール） 災害の区分を土砂災害から土砂災害等に修正 避難所2箇所を追加					
○避難所別対応災害一覧					
地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害等
関宿 中部 地区	9	野田関宿複合センター	●	×	×
	10	野田市いちいのホール	●	×	●
	11	野田市関宿中央公民館	●	×	×
	12	野田市関宿保健センター	●	×	×
地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害等
東 部 地 区	45	野田市東部公民館	●	●	●
	46	野田市立東部中学校	●	●	×
	47	野田市立東部小学校	●	●	×
	48	千葉県立野田看護専門学校	●	●	×
	49	野田市職業訓練センター（さわやかワークのだ）	×	●	×
	地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害
南 部 地 区	50	野田市立南部中学校	●	●	×
	51	野田市立南部小学校	●	●	×
	52	野田市南部梅郷公民館	●	●	●
	53	野田市南コミュニティセンター	●	●	×
	54	野田市立山崎小学校	●	●	×
	55	野田市立みずき小学校	●	×	×
	56	東京理科大学	●	●	×
	地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害
福 田 地 区	57	大野崎農業構造改善センター	×	●	×
	58	野田市立福田第一小学校	●	●	×
	59	野田市立福田中学校	●	●	×
	60	野田市福田公民館	●	●	●
	61	野田市立二ツ塚小学校	●	×	×
	62	野田市立福田第二小学校	●	●	×

現 行							
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧						ページ 資-6 4	
○指定緊急避難場所一覧 [土砂災害対応]							
No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積 (㎡)	収容 人員
(略)							
3	野田市関宿 中央公民館	野田市桐ヶ作 51-1 (7198)2166	建物	1.125	65	3.3	221
(略)							

修 正 案							
修正理由 土砂災害の対応避難所を一部修正（関宿中央公民館⇒いちいのホール） 災害の区分を土砂災害から土砂災害等に修正							
○指定緊急避難場所一覧 [土砂災害対応等]							
No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積 (㎡)	収容 人員
(略)							
3	野田市いち いのホール	野田市東宝珠花 237-1 関宿支所 (7198)1111 関宿コミュニティ会館 (7198)1941	建物	4.604	65	3.3	906
			駐車場	2.767	70	2.0	968
(略)							

現 行

資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧	ページ 資-65
---	-------------

○指定緊急避難場所一覧 [洪水対応]

No.	指定緊急避難場所名	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
1	野田市北部中学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	全て
2	野田市七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	全て
3	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
4	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
5	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
6	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
7	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
8	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
9	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
10	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1	04-7121-0222	全て
11	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	全て
12	野田市立山崎小学校	野田市山崎 233	04-7125-2938	全て
13	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	全て
14	東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	全て
15	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
16	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾 988	04-7138-1677	全て
17	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782	04-7138-1452	全て

修 正 案

修正理由 洪水対応の指定緊急避難場所を2箇所追加

○指定緊急避難場所一覧 [洪水対応]

No.	指定緊急避難場所名	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
1	野田市北部中学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	全て
2	野田市七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	全て
3	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
4	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
5	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
6	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
7	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
8	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
9	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
10	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1	04-7121-0222	全て
11	野田市職業訓練センター（さわやかワークのだ）	野田市中根 323-3	04-7121-1184	全て
12	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	全て
13	野田市立山崎小学校	野田市山崎 233	04-7125-2938	全て
14	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	全て
15	東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	全て
16	木野崎農業構造改善センター	野田市木野崎 891-1	04-7138-3790	全て
17	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
18	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾 988	04-7138-1677	全て
19	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782	04-7138-1452	全て

現 行	
資料編 5 災害救助法・協定等 資料5-1 被害の認定基準（災害総括報告）	ページ 資-71～72
被害の認定基準（災害総括報告）	
被害区分	認定基準等
	※ 住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全 壊	(略)
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半 壊	住家はその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊 にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

修 正 案	
修正理由 被災者支援再建支援法の改正による修正	
被害の認定基準（災害総括報告）	
被害区分	認定基準等
	※ 住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全 壊	(略)
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家はその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10パーセント以上20パーセント未満のものとする。
一部損壊	準半壊 にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

現 行	
資料編 5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）	ページ 資-90～92
(追加)	

修 正 案				
修正理由 新規協定締結に伴い時点修正				
○災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）				
市町村名	市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	締結 年月日	協 定 内 容
三重県 松阪市	災害時の相互応援 に関する協定	三重県松阪市	R3.9.21	1 食糧、飲料水及 び生活必需品等 の物資並びにそ れらを提供する ために必要な資 器材の提供 2 被災者の救助、 医療、感染症予 防、施設の応急 復旧等に必要 な物資及び資器材 の提供 3 この協定に基 き実施する応急 復旧対策に必要 な職員の派遣 4 前各号に掲げる もののほか、特 に要請があった 事項

現 行	
資料編 5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（民間事業者）	ページ 資-93
(追加)	

修 正 案				
修正理由 新規協定締結に伴い時点修正				
○災害時応援協定一覧（民間事業者）				
	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	災害時における燃料の供給等に関する協定	千葉県石油協同組合野田支部	R2.5.27	災害時における燃料等の優先的な提供
	電気自動車を活用した災害連携協定	千葉日産自動車株式会社 日産プリンス千葉販売株式会社 日産自動車株式会社	R2.9.4	災害時等における電気自動車による避難所への電力の供給に関する協定
	災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	株式会社ビー・ハウス	R2.11.16	災害時における遺体保全剤の供給協力
	災害時等における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定	タフバリア有限公司	R3.11.11	災害時等における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力
	災害時における資機材の提供に関する協定	株式会社フジヨシ管材	R3.12.16	災害時における資機材の優先的な提供

現 行	
資料編 5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（民間事業者）	ページ 資-94
(追加)	

修 正 案				
修正理由 新規協定締結に伴い時点修正				
○災害時応援協定一覧（民間事業者）				
	災害復旧協定名	協定締結先	締結 年月日	協定内容
災害 復 旧 協 定	災害時における応急給水等 業務の応援に関する協定	第一環境線	R2.9.1	災害時における応 急給水等業務の応 援に関する事
	災害時における停電復旧の 連携等に関する基本協定	東京電力パワー グリッド株式会 社	R3.8.18	災害時等における 停電復旧の連携に 関すること

現 行	
資料編 5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（民間事業者）	ページ 資-94～95
(追加)	

修 正 案				
修正理由 新規協定締結に伴い時点修正				
○災害時応援協定一覧（民間事業者）				
	支援協力協定名	協定締結先	締結 年月日	協定内容
支 援 協 力 協 定	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	R2.10.14	災害時における被災家屋の調査及び罹災証明・登記等に関する協力
	野田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	R2.10.22	人的・物的資源を有効に活用して、市民のサービスの向上等を図る。
	災害時及び感染症発生時における消毒業務に関する協定	一般社団法人千葉県ペストコントロール協会	R2.11.2	災害時及び感染症発生時における消毒・防疫・害虫駆除等に関する協定

現 行

資料編 6 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧	ページ 資-98~99
---	----------------

○その他の施設

NO	施設名	所在地
1	野田市立関宿学童保育所	野田市関宿台町171
2	野田市立二川学童保育所	野田市桐ヶ作464
3	野田市立関宿中央学童保育所	野田市東宝珠花234-1
4	野田市立関宿中央第二学童保育所	野田市東宝珠花234-1
5	野田市立関宿子ども館	野田市木間ヶ瀬620
6	野田市立木間ヶ瀬学童保育所	野田市木間ヶ瀬3640
7	野田市立みずき学童保育所	野田市みずき三丁目2-3
8	野田市立みずき第二学童保育所	野田市みずき三丁目2-3

○土砂災害警戒区域等指定地における要配慮者利用施設

NO	施設名	所在地
1	野田市老人福祉センター	野田市瀬戸270

修 正 案

修正理由 水防法の改正に伴い修正

No	施設名	所在地
33	特別養護老人ホーム船形サルビア荘	船形297-2
34	短期入所生活介護ふれあいの里(ユニット型) デイサービスセンターふれあいの里 特別養護老人ホームふれあいの里	野田754-1
35	なごみ中野台	中野台300
36	野田市岩木小学校老人デイサービスセンター	岩名2-12-1
37	野田病院通所リハビリテーション	中里1554-1
38	はあとデイサービス清水	清水269
39	はあとデイサービス日の出町	日の出町9-4
40	陽だまり	尾崎1109-3
41	福聚苑老人保健施設	中戸20
42	星の子瀬戸校まなびや	瀬戸189-29
43	森田さんちの音楽(そら)	吉巻6-3
44	緑「ゆかり」野田センター	木間ヶ瀬2148-3

○障がい者施設

No	施設名	所在地
1	あしたは	山崎1088-2
2	アンティとTiara	清水382-59
3	飯野ホーム(グループホームほっと)	野田524
4	ウィスパートナー	東宝珠花247-2 鶴岡ビル1階
5	紙ふうせん	清水167-10
6	からふるKids野田	七光台428-18 コートハイツ1階
7	かりんす	清水434-42
8	キッズセンター・さくら関宿台町事業所	関宿台町278
9	キッズセンター・さくら野田事業所	尾崎807-6
10	きらり	木間ヶ瀬1936-1
11	くすのき苑	木間ヶ瀬3121
12	グループホームかえで	木間ヶ瀬4011-5
13	訓練サポートセンターライフ野田	東宝珠花251-41
14	啓心荘ひまわり 啓心荘女子寮(なでしこ)	柳沢210
15	けやき(グループホームかえで)	谷津1152-3
16	さくら	柳沢210-15
17	ささらホーム1	木間ヶ瀬2460-21
18	ささらホーム2	木間ヶ瀬2711-6
19	ささらホーム3	山崎1468-2
20	ささらホーム4	尾崎15-3
21	サンフラワー	西三ヶ尾481-46
22	しいのき(グループホームかえで)	中里252-14
23	指定多機能型事業所 つばさ	自吹2578-4
24	就労サポート・のだ	三ツ瀬356-1
25	しゅがぁ	瀬戸232-19
26	生活介護事業所Giel	木間ヶ瀬713-6

現 行

資料編 6 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧	ページ 資-98～99
---	----------------

修 正 案

修正理由 水防法の改正に伴い修正

No.	施設名	所在地
27	総活館 野田	野田560-1 東海第3ビル2階
28	そらいろ	大森井150-203
29	短期入所ほっと	船形310
30	のぞみ	尾崎837-15
31	野田市心身障がい者福祉作業所	鶴巻268
32	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	西高野334-1
33	野田市立あおい空	鶴巻90
34	のだ福祉支援センターありがとうの花	東宝珠花222
35	のだ福祉支援センターエンジョイライフ	東宝珠花222
36	野田芽吹学園	下三ヶ尾875-1
37	羽の郷野田	清水403-6
38	ハルちゃんhappy smile	西三ヶ尾481-46
39	ほーる (グループホームほっと)	船形304
40	ひばり	船形310
41	ファーストステップ事業所	清水269 サンクレール101号
42	放課後デイサービスウイズパートナー	東宝珠花247-2 鶴岡ビル1階
43	放課後等デイサービスCherie	木間ヶ瀬4359-10
44	放課後等デイサービスSanta	木間ヶ瀬4359-3
45	ホップ	清水382-50
46	星のいえ野田 第2星のいえ野田	山崎2794-10
47	ほのか	木間ヶ瀬4839-101
48	ポプラ (グループホームかえで)	木間ヶ瀬613-14
49	芽ぐみ (共同生活援助野田芽吹学園)	中野台170-4
50	ゆりの木 (グループホームかえで)	木間ヶ瀬3162-1
51	ライフ1号棟	木間ヶ瀬5985-15
52	ライフ2号棟	中戸483-10
53	らぶすたでい	中野台100
54	れいんぼー	木間ヶ瀬719-1-A101
55	ワークショップくすのき	木間ヶ瀬4011-5
56	cocoro2nd	柳沢306-7
57	LS~ルース~	瀬戸189-48

○医療施設

No.	施設名	所在地
1	アイレディースクリニック	尾崎1464
2	青木クリニック	東宝珠花361
3	あらい内科クリニック	野田1226
4	あら山こどもクリニック	七光台4-2
5	石井医院	野田45
6	いちおか眼科	野田787-6
7	うちだ内科クリニック	葦昌250-2
8	大瀬医院	岩名1-17-2
9	岡田病院	柳沢221

現 行	
資料編 6 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧	ページ 資-98～99

修 正 案																																																																																			
修正理由 水防法の改正に伴い修正																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>尾崎台クリニック</td><td>尾崎台14</td></tr> <tr><td>11</td><td>オバサウ眼科</td><td>野田241-7</td></tr> <tr><td>12</td><td>川間太田産婦人科医院</td><td>岩名2-7-1</td></tr> <tr><td>13</td><td>川間春日町整形外科小児科クリニック</td><td>春日町25-30</td></tr> <tr><td>14</td><td>川間南口眼科医院</td><td>尾崎837-56</td></tr> <tr><td>15</td><td>キッコーマン総合病院</td><td>宮崎100</td></tr> <tr><td>16</td><td>光葉町クリニック</td><td>光葉町1-6</td></tr> <tr><td>17</td><td>小林医院</td><td>中野台183</td></tr> <tr><td>18</td><td>さいとう眼科</td><td>七光台4-2</td></tr> <tr><td>19</td><td>興強医院</td><td>尾崎840-27</td></tr> <tr><td>20</td><td>関宿いちおか眼科</td><td>木間ヶ瀬2147-1</td></tr> <tr><td>21</td><td>関宿中央医院</td><td>木間ヶ瀬2423-1</td></tr> <tr><td>22</td><td>瀬戸クリニック</td><td>瀬戸179-9</td></tr> <tr><td>23</td><td>東葛クリニック野田</td><td>吉春211</td></tr> <tr><td>24</td><td>尊泉医院</td><td>尾崎815-2</td></tr> <tr><td>25</td><td>ながせ耳鼻咽喉科</td><td>春日町14-7</td></tr> <tr><td>26</td><td>七光台クリニック</td><td>光葉町1-8-6</td></tr> <tr><td>27</td><td>七光台内科外科</td><td>七光台4-2</td></tr> <tr><td>28</td><td>野田病院</td><td>中里1554-1</td></tr> <tr><td>29</td><td>野田ライフケアセンタークリニック</td><td>野田840</td></tr> <tr><td>30</td><td>はたのこどもクリニック</td><td>みずき2-14-4</td></tr> <tr><td>31</td><td>東葛筋病院</td><td>中戸13</td></tr> <tr><td>32</td><td>皮膚科東武川間</td><td>尾崎840-6</td></tr> <tr><td>33</td><td>夜久耳鼻咽喉科医院</td><td>中野台213</td></tr> <tr><td>34</td><td>山藤医院</td><td>堤台52-2</td></tr> <tr><td>35</td><td>山崎外科内科</td><td>清水419</td></tr> </tbody> </table>			No.	施設名	所在地	10	尾崎台クリニック	尾崎台14	11	オバサウ眼科	野田241-7	12	川間太田産婦人科医院	岩名2-7-1	13	川間春日町整形外科小児科クリニック	春日町25-30	14	川間南口眼科医院	尾崎837-56	15	キッコーマン総合病院	宮崎100	16	光葉町クリニック	光葉町1-6	17	小林医院	中野台183	18	さいとう眼科	七光台4-2	19	興強医院	尾崎840-27	20	関宿いちおか眼科	木間ヶ瀬2147-1	21	関宿中央医院	木間ヶ瀬2423-1	22	瀬戸クリニック	瀬戸179-9	23	東葛クリニック野田	吉春211	24	尊泉医院	尾崎815-2	25	ながせ耳鼻咽喉科	春日町14-7	26	七光台クリニック	光葉町1-8-6	27	七光台内科外科	七光台4-2	28	野田病院	中里1554-1	29	野田ライフケアセンタークリニック	野田840	30	はたのこどもクリニック	みずき2-14-4	31	東葛筋病院	中戸13	32	皮膚科東武川間	尾崎840-6	33	夜久耳鼻咽喉科医院	中野台213	34	山藤医院	堤台52-2	35	山崎外科内科	清水419
No.	施設名	所在地																																																																																	
10	尾崎台クリニック	尾崎台14																																																																																	
11	オバサウ眼科	野田241-7																																																																																	
12	川間太田産婦人科医院	岩名2-7-1																																																																																	
13	川間春日町整形外科小児科クリニック	春日町25-30																																																																																	
14	川間南口眼科医院	尾崎837-56																																																																																	
15	キッコーマン総合病院	宮崎100																																																																																	
16	光葉町クリニック	光葉町1-6																																																																																	
17	小林医院	中野台183																																																																																	
18	さいとう眼科	七光台4-2																																																																																	
19	興強医院	尾崎840-27																																																																																	
20	関宿いちおか眼科	木間ヶ瀬2147-1																																																																																	
21	関宿中央医院	木間ヶ瀬2423-1																																																																																	
22	瀬戸クリニック	瀬戸179-9																																																																																	
23	東葛クリニック野田	吉春211																																																																																	
24	尊泉医院	尾崎815-2																																																																																	
25	ながせ耳鼻咽喉科	春日町14-7																																																																																	
26	七光台クリニック	光葉町1-8-6																																																																																	
27	七光台内科外科	七光台4-2																																																																																	
28	野田病院	中里1554-1																																																																																	
29	野田ライフケアセンタークリニック	野田840																																																																																	
30	はたのこどもクリニック	みずき2-14-4																																																																																	
31	東葛筋病院	中戸13																																																																																	
32	皮膚科東武川間	尾崎840-6																																																																																	
33	夜久耳鼻咽喉科医院	中野台213																																																																																	
34	山藤医院	堤台52-2																																																																																	
35	山崎外科内科	清水419																																																																																	
<p>○保育施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>アスク川間保育園</td><td>尾崎853-1</td></tr> <tr><td>2</td><td>アスク古布内保育園</td><td>古布内1527-13</td></tr> <tr><td>3</td><td>アスク七光台保育園</td><td>谷津367</td></tr> <tr><td>4</td><td>岩本学童保育所</td><td>岩名2-10-17</td></tr> <tr><td>5</td><td>岩本第二学童保育所</td><td>岩名2-12-1</td></tr> <tr><td>6</td><td>岡田病院たんぽぽ保育室</td><td>棚沢221</td></tr> <tr><td>7</td><td>尾崎学童保育所</td><td>尾崎1415</td></tr> <tr><td>8</td><td>尾崎第二学童保育所</td><td>尾崎1415</td></tr> <tr><td>9</td><td>かぞヤクルト販売部春日町センター保育所</td><td>春日町10-6</td></tr> <tr><td>10</td><td>かぞヤクルト販売部関宿中央センター保育所</td><td>次木73-1</td></tr> <tr><td>11</td><td>川間学童保育所</td><td>中里556-9</td></tr> <tr><td>12</td><td>キッズルーム野田</td><td>船形1642-1 野田船形物流センター</td></tr> <tr><td>13</td><td>木間ヶ瀬学童保育所</td><td>木間ヶ瀬3640</td></tr> <tr><td>14</td><td>子育てネットワークゆっくく</td><td>岩名2-9-14</td></tr> </tbody> </table>			No.	施設名	所在地	1	アスク川間保育園	尾崎853-1	2	アスク古布内保育園	古布内1527-13	3	アスク七光台保育園	谷津367	4	岩本学童保育所	岩名2-10-17	5	岩本第二学童保育所	岩名2-12-1	6	岡田病院たんぽぽ保育室	棚沢221	7	尾崎学童保育所	尾崎1415	8	尾崎第二学童保育所	尾崎1415	9	かぞヤクルト販売部春日町センター保育所	春日町10-6	10	かぞヤクルト販売部関宿中央センター保育所	次木73-1	11	川間学童保育所	中里556-9	12	キッズルーム野田	船形1642-1 野田船形物流センター	13	木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬3640	14	子育てネットワークゆっくく	岩名2-9-14																																				
No.	施設名	所在地																																																																																	
1	アスク川間保育園	尾崎853-1																																																																																	
2	アスク古布内保育園	古布内1527-13																																																																																	
3	アスク七光台保育園	谷津367																																																																																	
4	岩本学童保育所	岩名2-10-17																																																																																	
5	岩本第二学童保育所	岩名2-12-1																																																																																	
6	岡田病院たんぽぽ保育室	棚沢221																																																																																	
7	尾崎学童保育所	尾崎1415																																																																																	
8	尾崎第二学童保育所	尾崎1415																																																																																	
9	かぞヤクルト販売部春日町センター保育所	春日町10-6																																																																																	
10	かぞヤクルト販売部関宿中央センター保育所	次木73-1																																																																																	
11	川間学童保育所	中里556-9																																																																																	
12	キッズルーム野田	船形1642-1 野田船形物流センター																																																																																	
13	木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬3640																																																																																	
14	子育てネットワークゆっくく	岩名2-9-14																																																																																	

現 行

資料編 6 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧	ページ 資-98～99
---	----------------

修 正 案

修正理由 水防法の改正に伴い修正

No.	施設名	所在地
15	コピープリススクールさくらのさとテラス	桜の里1-1-7
16	コピープリススクールさくらのさと保育園	桜の里1-1-5
17	コピープリススクールせきやど保育園	なみき2-3-3
18	清水学童保育所	清水773
19	清水第二学童保育所	清水773
20	関宿学童保育所	関宿台町171
21	関宿子ども館	木間ヶ瀬620
22	関宿中央学童保育所	東宝珠花234-1
23	関宿中央第二学童保育所	東宝珠花234-1
24	谷吉子ども館	谷津1148-3
25	東部学童保育所	鶴巻269-1
26	七光台学童保育所	七光台126-2
27	七光台子ども館	七光台126-2
28	七光台第二学童保育所	七光台20-1
29	南部第三学童保育所	山崎1249-40
30	南部第二学童保育所	山崎1249-25
31	野田学童保育所	野田535-2
32	野田市立尾崎保育所	尾崎1714
33	野田市立木間ヶ瀬保育所	木間ヶ瀬3152-1
34	野田市立東部保育所	鶴巻228
35	野田市立乳児保育所	中野台17
36	野田市立花輪保育所	上花輪新町14
37	野田市立北部保育所	谷津682-2
38	野田第二学童保育所	野田611
39	のだのこども園	善昌338-2
40	野田病院内保育室	中里1554-1
41	はじめのいっほ こども園	木野崎1088
42	東葛飾病院内たんぽぽ保育園	中戸13
43	三川学童保育所	相ヶ作464
44	三川つどいの広場	東宝珠花237-1いちいのホール内3F
45	北部学童保育所	谷津22-1
46	みずき学童保育所	みずき3-2-3

○学校

No.	施設名	所在地
1	岩木幼稚園	五木341-5
2	かぜのごようちえん	春日町10-7
3	私立西武台千葉高等学校・中学校	尾崎2241-2
4	関宿幼稚園	新田戸522
5	千葉県立清水高等学校	清水482
6	千葉県立関宿高等学校	木間ヶ瀬4376
7	千葉県立野田中央高等学校	谷津713
8	千葉県立野田特別支援学校	鶴巻147-1

現 行

資料編 6 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧	ページ 資-98～99
---	----------------

修 正 案

修正理由 水防法の改正に伴い修正

No.	施設名	所在地
9	月影幼稚園	中里492-1
10	野田市立岩木小学校	岩名2-12-1
11	野田市立岩名中学校	岩名1700
12	野田市立尾崎小学校	尾崎1415
13	野田市立川間小学校	中里934
14	野田市立川間中学校	中里136-1
15	野田市立木間ヶ瀬小学校	木間ヶ瀬3640
16	野田市立木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬3393-1
17	野田市立清水台小学校	清水773
18	野田市立関宿小学校	関宿台町171
19	野田市立関宿中央小学校	東宝珠花234-1
20	野田市立関宿中学校	関宿台町2150
21	野田市立関宿中部幼稚園	桐ヶ作453-1
22	野田市立関宿南部幼稚園	木間ヶ瀬3197
23	野田市立第一中学校	野田829-1
24	野田市立中央小学校	野田611
25	野田市立東部小学校	鶴巻220
26	野田市立七光台小学校	七光台20-1
27	野田市立野田幼稚園	野田793-8
28	野田市立二川小学校	桐ヶ作464
29	野田市立二川中学校	桐ヶ作418
30	野田市立二ツ塚小学校	二ツ塚485-2
31	野田市立北部小学校	谷津25-1
32	野田市立みずき小学校	みずき3-2-3
33	野田北部幼稚園	蕃昌336-7
34	宮崎幼稚園	宮崎97

○土砂災害警戒区域等指定地における要配慮者利用施設

No.	施設名	所在地
1	野田市老人福祉センター	野田市瀬戸270